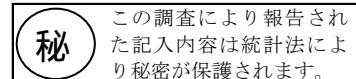


. 参 考 資 料

- 1 . 平成 15 年度住宅性能表示制度アンケート調査票
- 2 . アンケート調査票の添付資料
 - (1) 住宅性能表示制度の概要パンフレット
 - (2) 問 8 に利用する参加資料（見本）
- 3 . 住宅性能表示項目一覧表（平成 16 年 3 月現在）
- 4 . 品確法に基づく住宅性能表示制度の実施状況について（平成 15 年 12 月末時点）
- 5 . 指定住宅性能評価機関別住宅性能評価業務実施状況（平成 15 年 1 月～12 月末）
- 6 . 住宅性能表示制度普及推進アクションプログラム（平成 13 年 9 月発表）
- 7 . 民間金融機関による性能表示住宅への住宅ローン優遇策（平成 16 年 12 月現在）
- 8 . 評価住宅における地震保険の割引制度（平成 13 年 10 月以降適用）

1. 平成15年度住宅性能表示制度アンケート調査票

総務省承認 No. 23648
承認期限 平成16年3月31日



平成15年度住宅市場動向調査 <住宅性能表示制度アンケート調査票>

平成16年3月

国土交通省住宅局

この調査票にご回答いただいた内容は、統計以外の目的に使用することはありませんので、ありのままをご記入ください。

調査票の記入についてのお願い

- ① この調査票は、世帯の家計を主に支える方（以下、この調査票において「世帯主」といいます。）がご記入ください。
なお、世帯主の方がご記入できない場合は、お宅さまのお住まいについておわかりになるご家族の方がご記入ください。
- ② 回答には、該当番号を○で囲んでいただくものと、指定された枠の中に数字をご記入いただくものがあります。
 - ◆番号等をつけて回答が示してある場合は、該当する回答の番号等を○で囲んでください。
 - ◆□で回答を記入する枠が示してある場合は、□の中に数字をご記入ください。
 - ◆「その他（　　）」をお選びになった場合は、（　　）内に、具体的にご記入ください。
- ③ 質問によっては、特定の方だけにおたずねするものもあります。この場合は、指示にそってお答えください。
- ④ 賃貸契約を結んで現在の住宅にお住みになっている場合は、この調査にお答えいただく必要はありません。

※ 調査票の記入方法など、疑問な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 国土交通省 住宅局 住宅生産課

東京都千代田区霞ヶ関2-1-3 電話 03(5253)8111

担当 来海（内線39-455） 松井（内線39-426）

. 住宅性能表示制度についておたずねします。

問1. あなたは、「住宅性能表示制度」をご存知ですか。当てはまる番号をひとつ選んでください。

1. 内容もだいたい知っている 2. 名前くらいは知っている 3. まったく知らない

問8へお進みください。

問2へお進みください。

問2～問7は、問1で「1. 内容もだいたい知っている」「2. 名前くらいは知っている」とお答えいただいた方におたずねします。

問2. あなたは、「住宅性能表示制度」をどこでお知りになりましたか。次にあげるものうち、情報を得るのに特に役に立った順に3つまで選び、太枠内に番号を記入してください。

1. 新聞
2. テレビ
3. 住宅情報誌・一般雑誌等
4. インターネット
5. パンフレット
6. 住宅供給者※
7. 住宅展示場
8. 知人等
9. その他
(具体的に:)

特に役に立った順に、番号を記入してください。

第1位	
第2位	
第3位	

「住宅供給者」とは、設計業者や施工業者、不動産業者等をいいます。

「5.パンフレット」を選んだ方は、a～cのうち、当てはまるものをひとつ選んでください。

- a. 公共機関が発行しているもの b. 住宅供給者が発行しているもの c. その他

問3. 現在お住まいの住宅の請負契約または売買契約時に、この住宅が「住宅性能表示制度を活用した住宅」であることをご存知でしたか。当てはまる番号をひとつ選んでください。

1. 知っていた 2. 知らなかった

問4 住宅性能表示制度を活用した住宅にはいくつかのメリットがありますが、あなたがご存知のものについて、「あなたがご存知のもの」欄の番号をすべて選んでください。
また、それらのメリットのうち、どれに魅力を感じますか。当てはまるものについて、「魅力を感じるもの」欄の番号をすべて選んでください。

住宅性能表示制度を活用した住宅のメリット	あなたがご存知のもの	魅力を感じるもの
1. 住宅の性能が住宅性能評価書により明確に表示され、相互に比較できること	1	1
2. 第三者機関による評価（現場検査等）を受けているので安心できること	2	2
3. 住宅供給者との紛争が発生した場合、安価で迅速な紛争処理が受けられること	3	3
4. 資産価値（将来の売買価格など）への反映が期待できること	4	4
5. 民間住宅ローンの金利や地震保険の保険料などの優遇措置が用意されていること	5	5

問5 あなたは、「住宅性能表示制度」について、住宅供給者等から説明を受けましたか。1～2のうち、当てはまる番号をひとつ選んでください。

1. 説明を受けた
2. 特に説明を受けていない

「1. 説明を受けた」に をつけた方 は、a～f の説明を受けた内容のうち、当てはまるものをすべて選んでください。

- a. 住宅の性能が住宅性能評価書により明確に表示され、相互に比較できること
b. 第三者機関による評価（現場検査等）を受けていること
c. 住宅供給者と紛争が発生した場合、安価で迅速な紛争処理が受けられること
d. 民間住宅ローンの金利や地震保険の保険料などの優遇措置が用意されていること
e. 住宅性能表示制度を活用するには、評価のための料金が別途必要で、その費用は自己負担になること
f. その他 ()

問6 現在お住まいの住宅の住宅性能表示制度を活用するためにかかった料金を知っていますか。
1と2のうち、当てはまる番号をひとつ選んでください。

1. 知っている
2. 知らない

「1. 知っている」に をつけた方 は、その料金に対してどのように感じましたか。a～c のうち、当てはまるものをひとつ選んでください。

- a. 高い b. 適当 c. 安い

問7 あなたは「住宅性能表示制度」を知人等に勧めたいと思いますか。当てはまる番号をひとつ選んでください。

1. 勧めたい 2. どちらともいえない 3. 勧めたくない

もしよろしければ、最後の自由記入欄に「勧めたくない」理由もお書きください。

問8から後の問いは、すべての方におたずねします。

問8. 住宅性能評価書や紛争処理手続きのご案内資料等について、次の質問にお答えください。

注) 同封の参考資料(見本)をご参照ください。

(ア) 現在お住まいの住宅には、設計住宅性能評価書と建設住宅性能評価書が指定住宅性能評価機関より交付されています。あなたのお手元にそれぞれの住宅性能評価書（原本又は写し）はありますか。当てはまる番号をひとつずつ選び、各評価書（原本又は写し）をお持ちの方は併せて評価書交付番号もご記入ください。

) 評価書交付番号は、各住宅性能評価書の表紙に書いてあります。

(イ)建設住宅性能評価書と一緒に、評価住宅に関する紛争処理手続き等のご案内資料は受け取っていますか。それぞれ当てはまる番号をひとつずつ選んでください。

住宅紛争処理支援センターからのご案内(A4版の下敷き)	1. 受け取った 2. 受け取っていない
指定住宅紛争処理機関のご案内 (リーフレット)	1. 受け取った 2. 受け取っていない

問9. 現在お住まいの住宅を新築または購入する際に重視した事項は何ですか。特に重視した順に3つまで選び、太枠内に番号を記入してください。

1. 價格
 2. 住宅の広さ・間取りプラン
 3. 住宅の性能（構造耐力、省エネルギー性等）
 4. 住宅設備の仕様（床暖房等）
 5. 住宅性能表示制度の活用
 6. 生活の利便性（通勤、通学、買い物など）
 7. 住宅周辺の環境・景観
 8. 住宅供給者^{*}の信頼性
 9. 住宅供給者^{*}のアフターサービス
 10. その他（

特に重視した順に、番号を記入してください。

第1位	
第2位	
第3位	

「住宅供給者」とは、設計業者や施工業者、不動産業者等をいいます。

・住宅の性能についておたずねします。

問 10. 現在お住まいの住宅を新築または購入する際、次にあげる9つの性能表示項目について、どのくらい重視しましたか。各性能表示項目について、それぞれ当てはまる番号をひとつずつ選んでください。なお、各項目は住宅性能表示制度の表示項目となっておりますが、制度をご存知でない方も各項目の()内の説明をご覧の上、お答えください。

「8. 音環境に関すること」のうち(2)と(3)は、共同住宅にお住まいの方のみお答えください。

性能表示項目	重視した	やや重視した	あまり重視しなかった	全く重視しなかった
1. 構造の安定に関すること (地震、暴風、積雪に対する建物の壊れにくさ)	1	2	3	4
2. 火災時の安全に関すること (安全な避難のしやすさや外壁の燃えにくさ)	1	2	3	4
3. 劣化の軽減に関すること (住宅に使用されている材料の劣化のしにくさ)	1	2	3	4
4. 維持管理への配慮に関すること (給排水管・ガス管の点検・清掃・補修のしやすさ)	1	2	3	4
5. 温熱環境に関すること (冷暖房エネルギーを減らすための対策)	1	2	3	4
6. 空気環境に関すること (室内の化学物質の濃度を減らすための対策)	1	2	3	4
7. 光・視環境に関すること (窓等の面積と位置に対する配慮)	1	2	3	4
8. 音環境に関すること (上下階や隣戸、外部からの騒音の伝わりにくさ)	(1)外部騒音	1	2	3
	(2)上下階音 ※	1	2	3
	(3)隣戸音 ※	1	2	3
9. 高齢者等への配慮に関すること (住戸内の高齢者等の移動、生活のしやすさ)	1	2	3	4

問 11. 問 10 にあげた住宅性能表示制度の9つの性能表示項目以外に、現在お住まいの住宅を建築または購入する際、重視したいと思った性能項目はありましたか。当てはまる番号をすべて選んでください。

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| 1. 防犯性 | 6. インターネット環境 (配線など) |
| 2. 住宅設備の省エネルギー性 | 7. 風通しの良さ |
| 3. 振動 (車によるゆれ等) の伝わりにくさ | 8. 日当たりの良さ |
| 4. 給排水の騒音の伝わりにくさ | 9. その他 () |
| 5. 収納量 | 10. 特にない |

**問 12 現在の住宅にお住まいになってみて、住宅に対する総合評価をどのように感じていますか。
当てはまる番号をひとつ選んでください。**

性能表示項目	満足している	まあ満足している	多少不満がある	非常に不満がある
現在お住まいの住宅に対する総合評価 (住宅の周りの環境の評価は含まず、建物としての住宅に対する総合評価としてください)	1	2	3	4

次にあげる住宅性能表示制度の9つの性能表示項目について、どのように感じていますか。各性能表示項目と9つの性能表示項目の総合評価について、当てはまる番号をひとつずつ選んでください。

「8. 音環境に関すること」のうち(2)と(3)は、共同住宅にお住まいの方のみお答えください。

性能表示項目	満足している	まあ満足している	多少不満がある	非常に不満がある	わからない
1. 構造の安定に関すること (地震、暴風、積雪に対する建物の壊れにくさ)	1	2	3	4	5
2. 火災時の安全に関すること (安全な避難のしやすさや外壁の燃えにくさ)	1	2	3	4	5
3. 劣化の軽減に関すること (住宅に使用されている材料の劣化のしにくさ)	1	2	3	4	5
4. 維持管理への配慮に関すること (給排水管・ガス管の点検・清掃・補修のしやすさ)	1	2	3	4	5
5. 温熱環境に関すること (冷暖房エネルギーを減らすための対策)	1	2	3	4	5
6. 空気環境に関すること (室内の化学物質の濃度を減らすための対策)	1	2	3	4	5
7. 光・視環境に関すること (窓等の面積と位置に対する配慮)	1	2	3	4	5
8. 音環境に関すること (上下階や隣戸、外部から の騒音の伝わりにくさ)	1 (1)外部騒音 (2)上下階音 ※ (3)隣戸音 ※	2	3	4	5
9. 高齢者等への配慮に関すること (住戸内の高齢者等の移動、生活のしやすさ)	1	2	3	4	5
上の9つの性能表示項目の総合評価	1	2	3	4	/

問 13 様々な化学物質等が起因となり、目がチカチカする、喉が痛いなどのシックハウス症候群が問題となっていますが、これまでに、「室内の化学物質（ホルムアルデヒド等）濃度の測定」を行ったことがありますか。当てはまる番号をひとつ選んでください。

1. 測定したことがある
2. 測定したことはない

「2. 測定したことはない」にをつけた方は、次のa～cのうち当てはまるものをひとつ選んでください。

- a. 費用が自己負担※になってしまっても、測定したいと思う
b. 費用が自己負担※であれば、測定しなくてよい
c. 費用が自己負担※でなくとも、測定しなくてよい

化学物質濃度の測定は、自己負担として3万円程度の費用が別途必要になると仮定してお答えください。

. 現在お住まいの住宅についておたずねします。

問 14 . 現在お住まいの住宅に入居後、補修が必要となる不具合がありましたか。当てはまる番号をひとつ選んでください。

1. なかつた 2. あつた

「2. あつた」に をつけた方 は、特に不具合の大きかった内容を2つまで記入してください(不具合の部位と不具合の内容については、欄外の選択肢の中から当てはまるものを選び、その記号を記入してください)。

	その1	その2
発見時期	平成 年 月頃	平成 年 月頃
不具合の部位	←欄外の記号でお答えください その他 ()	←欄外の記号でお答えください その他 ()
不具合の内容	←欄外の記号でお答えください その他 ()	←欄外の記号でお答えください その他 ()
不具合の処理状況	当てはまる番号をひとつ選んでください 1. 補修対応済み（解決済み） 2. 住宅供給者と現在協議中 3. その他 ()	当てはまる番号にひとつ選んでください 1. 補修対応済み（解決済み） 2. 住宅供給者と現在協議中 3. その他 ()

不具合の部位

- ア. 基礎 イ. 外壁 ウ. 内壁 エ. 屋根 オ. 床
カ. 開口部・建具 キ. 排水配管 ク. 設備機器

不具合の内容

- ア. ひび割れ イ. 雨漏り ウ. 漏水 エ. 傾斜 オ. 隙間
カ. はがれ・外れ キ. 床鳴り ク. 排水不良 ケ. 作動不良

問 15 . 現在お住まいの住宅の建て方及び住宅の形式について、それぞれ当てはまる番号をひとつ選んでください。

住宅の建て方	住宅の形式
1. 戸建住宅	1. 注文住宅
2. 長屋建住宅	2. 分譲住宅
3. 共同住宅	

住宅の建て方

戸建住宅とは、1つの建物が1住宅であるものをいいます。
長屋建住宅とは、一般にテラスハウスやタウンハウスと呼ばれ、2つ以上の住宅を1棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口を有しているものをいいます。

共同住宅とは、一般にマンションやアパートと呼ばれ、1棟の中に2つ以上の住宅があり廊下・階段などを共用しているものや、2つ以上の住宅を重ねて建てたものをいいます。

住宅の形式

分譲住宅とは、分譲戸建住宅や分譲マンションなどをいいます。

問 16 . 差し支えなければ、現在お住まいの住宅の建築費、住宅購入価格を記入してください。

<u>注文住宅</u> に お住まいの方	<u>建築費</u> （建物の工事費で、垣根や庭、駐車場等の整備費や建築設備費を含み、土地代は含みません。）	億 千 百万 , 0 0 0 , 0 0 0 円
<u>分譲住宅</u> に お住まいの方	<u>住宅購入価格</u> (建物と宅地の合計額)	億 千 百万 , 0 0 0 , 0 0 0 円

問 17 . 現在お住まいの住宅の住所を記入してください。

	都・道 府・県	市・区 町・村
--	------------	------------

. あなたの世帯についておたずねします。

問 18 . あなたの世帯について、次の質問にお答えください。

世帯主の方の年齢を記入してください。

	歳	平成 16 年 1 月 1 日現在の満年齢としてください。
--	---	-------------------------------

現在、この住宅に住んでいらっしゃる方の人数 を記入してください。

	人	この調査票をご記入いただいているご本人様も含めた人数を記入してください。
--	---	--------------------------------------

現在、この住宅には、65 歳以上の方または介護が必要な方が住んでいますか。当てはまる番号をひとつ選んでください。

1. 住んでいる	2. 住んでいない	この調査票をご記入いただいているご本人様も含めてお答えください。
----------	-----------	----------------------------------

問 19 . 差し支えなければ、あなたの世帯の平成 15 年の年収（税込み）として、当てはまる番号をひとつ選んでください。

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 1. 200 万円未満 | 6. 700～1,000 万円未満 |
| 2. 200～300 万円未満 | 7. 1,000～1,500 万円未満 |
| 3. 300～400 万円未満 | 8. 1,500～2,000 万円未満 |
| 4. 400～500 万円未満 | 9. 2,000 万円以上 |
| 5. 500～700 万円未満 | |

<注>

居住者全員の収入の合計でお答えください。
ボーナス・残業手当や、配当金など財産収入、
年金・仕送り金なども含みます。
内職、パートなどによる収入なども含みます。
自営業の方は、売上高ではなく営業利益でお
答えください。

～長時間にわたり、ご協力ありがとうございました～

最後に、住宅性能表示制度についてのご意見・ご要望などがありましたら、ご自由に記入してください。

2. アンケート調査票の添付資料

(1) 住宅性能表示制度の概要パンフレット

住宅性能表示制度

建てるから、購入してから
問題があつたらいやよね。
みんなの健康や、安心のために
事前に知っておこう!
住宅の基本性能。

これから新築される方、建売住宅・マンションなどを購入される方のために。

住宅性能表示制度

住宅性能表示制度は、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、平成12年10月にスタートした新しい制度です。

住宅性能表示制度にはこんなメリットがあります。
法律に基づき住宅性能表示制度を適用すれば、住宅の性能の相互比較がけたり、性能上の要求が設計者・施工者と共に確認され確実な住宅をつくることができます。また、評価を受けた設計図書どおりの施工がなされるよう検査されます。

2つの共通ルールが定められています。
法律にも記されて、住宅の性能を表示するための共通ルールとして日本住宅性能表示基準が、また、住宅の性能の評価の方法として評価方法基準が定められています。

●住宅性能表示のイメージ(9分野29項目)

●住宅性能表示のイメージ(9分野29項目)

- 室内環境 (居室環境・浴室環境・廊下・洗面室・台所・玄関)
- 運転環境 (省エネルギー設備等の運転効率・運転方法)
- 経済的効率 (初期費用・運転費用)
- 安全性 (火災時の安全・耐火性・耐震性)
- 耐久性 (構造の安定・劣化の軽減)
- 節能性 (省エネルギー設備等の性能)
- 耐震性 (耐震性)
- 耐火性 (耐火性)
- 地域適応性 (地域適応性)

※平成13年8月より、室内空気中の化学物質の濃度等を測定し表示する項目が追加されています。

国土交通省住宅局住宅生産課

住宅性能表示制度が、あなたの安心をサポートします。

第三者機関の評価が受けられます。

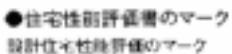
客観的な評価を実施する第三者機関が「指定住宅性能評価機関」として指定されています。指定住宅性能評価機関は、申請に添づき、評価方法基準に従って住宅の性能評価を行います。その結果を住宅性能評価書として交付します。

住宅性能評価書には、設計図書の段階の評価結果をまとめたもの(設計住宅性能評価書)と、施工段階と完成段階の検査を経た評価結果をまとめたもの(建設住宅性能評価書)とがあります。それぞれに建物に基づくマークが表示されます。

計画書」という種類があり、それそれを法律に基づき「マーチ」が積み上げます。法律面の専念は、運営機関ごとに独自に定めます。

第二步：在“我的电脑”或“我的文档”中，右键单击“我的公文包”，选择“发送到”→“移动到当前位置”。

- ### ●住宅性能表示制度による地盤評価の流れ



住宅性能評価書の内容を契約に活かせます。

住宅性能を
事前に比較することも
できるんだね。



指定住宅性能評価書が交付した住宅性能評価書やその写しを、新築住宅の請負契約書や賃貸契約書に添付などすると、住宅性能評価書の記載内容が契約されたものとみなされます。ただし、契約書面で、契約内容から排除することを明記した場合はこの限りではありません。

①注文住宅の場合、設計が終わった段階で、設計住宅性能評価書の内容を請負契約に反映することができます。また、竣工段階で交付される建設住宅性能評価書の内容と、相互比較することもできます。

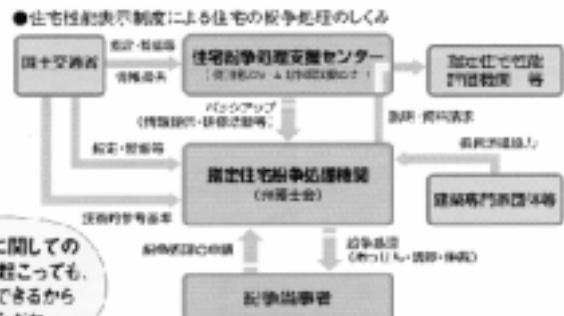
②完成前分譲住宅の場合、設計住宅性能評価書の内容を売買契約に反映することができます。竣工段階で交付される建設住宅性能評価書の内容と、相互比較することもできます。

③建売分譲住宅の場合、建設住宅性能評価書は原則的に添付することになります。

円滑、迅速で、専門的な紛争処理が受けられます。

建設住宅性能評価書が交付された住宅については、指定住宅紛争処理機関（各地の弁護士会）に紛争処理を申請することができます。指定住宅紛争処理民間は、裁判によらず住宅の紛争を円滑・迅速に処理するための機関です。建設住宅性能評価書が交付された住宅の紛争であれば、評価書の内容だけでなく、擅自契約・先買契約に関する当事者間のすべての紛争の処理を扱います。

紛争処理の手数料は1件あたり1万円です。



- 詳細は次のホームページでご覧ください。
www.jst.go.jp



住まいの情報登録局 <http://www-sumai-info.jp>

は省令第40号で定められたものとし、信頼性をもつて得た情報に二つから一つの選択肢を決定する。この場合、選択肢のうち最も信頼性の高いものを選ぶ。

四十一 交通省 <http://www.mlit.go.jp/>

「地元の農業機械の販売店に関する法律」コーナー <http://www.maff.go.jp/torihiki/agriculture/industry/outline/outline.html>

- 住宅性能表示制度についてのコンタクトポイント
どうぞお気軽にお問い合わせください

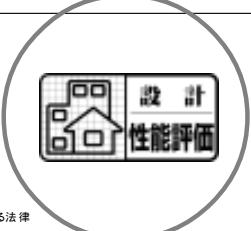
国土交通省住宅局住宅生産課性能表示係 電話 03-5253-8510~1 FAX 03-5253-1629
住宅性能評価規則等検査協議会(「財」ベターハウジング) 電話 03-5211-0561~3 FAX 03-5211-0593

(2) 問8に利用する参考資料(見本)

《参考資料(見本)》

この参考資料は、問8(ア)(イ)の質問で利用します。

設計住宅性能評価書・建設住宅性能評価書の表紙

 <p>設計住宅性能評価書のイメージ (一戸建ての住宅の場合)</p> <p>住宅の品質確保の促進等に関する法律 第5条第1項に基づく</p> <p>設計住宅性能評価書 (一戸建ての住宅)</p> <p>(申請者の住所) (申請者の氏名又は名称) 様</p> <p>下記の住宅に関して、評価方法基準(平成 年 月 日国土交通省告示第 号)に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。 [なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、 時間経過による変化がないことを保証するものではありません。]</p> <p>記 1. 建築主 (氏名又は名称) (連絡先) 2. 設計者 (氏名又は名称) (連絡先) 3. 住宅の名称 4. 住宅の所在地</p> <p>以上</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">評価書交付年月日</td> <td style="width: 30%;">年 月 日</td> <td style="width: 30%;">評価書交付番号</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td colspan="4">指定住宅性能評価機関名 機関指定番号</td> </tr> <tr> <td colspan="4">評価員氏名</td> </tr> </table>	評価書交付年月日	年 月 日	評価書交付番号	-	指定住宅性能評価機関名 機関指定番号				評価員氏名			
評価書交付年月日	年 月 日	評価書交付番号	-									
指定住宅性能評価機関名 機関指定番号												
評価員氏名												

注) この評価書の表紙は、一戸建ての住宅の場合のイメージ例です。
 各評価書は、指定住宅性能評価機関により表紙デザインが異なることがありますので、「印で囲んだマーク」と「設計住宅性能評価書(または建設住宅性能評価書)」のタイトルを目安にご確認ください。

 <p>建設住宅性能評価書のイメージ (一戸建ての住宅の場合)</p> <p>住宅の品質確保の促進等に関する法律 第5条第1項に基づく</p> <p>建設住宅性能評価書 (一戸建ての住宅(新築住宅))</p> <p>(申請者の住所) (申請者の氏名又は名称) 様</p> <p>下記の住宅に関して、評価方法基準(平成 年 月 日国土交通省告示第 号)に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。 [なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、 時間経過による変化がないことを保証するものではありません。]</p> <p>記 1. 建築主 (氏名又は名称) (連絡先) 2. 設計者 (氏名又は名称) (連絡先) 3. 工事施工者 (氏名又は名称) (連絡先) 4. 工事監理者 (氏名又は名称) (連絡先) 5. 住宅の名称 6. 住宅の所在地</p> <p>以上</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">評価書交付年月日</td> <td style="width: 30%;">年 月 日</td> <td style="width: 30%;">評価書交付番号</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td colspan="4">指定住宅性能評価機関名 機関指定番号</td> </tr> <tr> <td colspan="4">評価員氏名</td> </tr> </table>	評価書交付年月日	年 月 日	評価書交付番号	-	指定住宅性能評価機関名 機関指定番号				評価員氏名			
評価書交付年月日	年 月 日	評価書交付番号	-									
指定住宅性能評価機関名 機関指定番号												
評価員氏名												

お手元に評価書(特に建設住宅性能評価書)がない場合は、後日、住宅供給者(工務店やハウスメーカー、販売会社等)にお問い合わせください。

住宅紛争処理支援センターからのご案内（A4版の下敷き）



(表面)



(裏面)

指定住宅紛争処理機関のご案内（リーフレット）



(表面)



(裏面)

3. 住宅性能表示項目一覧表（平成 16 年 3 月現在）

表示事項	内容	表示の方法	等級等
1 構造の安定に関すること	1・1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)	地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ	等級(3~1)で表示 等級3 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度 等級2 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度 等級1 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)に対して倒壊、崩壊等しない程度
	1・2 耐震等級(構造躯体の損傷防止)	地震に対する構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ	等級(3~1)で表示 等級3 稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)の1.5倍の力に対して損傷を生じない程度 等級2 稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)の1.25倍の力に対して損傷を生じない程度 等級1 稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
	1・3 耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	暴風に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ	等級(2~1)で表示 等級2 極めて稀に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する暴風による力(同条に定めるもの)の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度 等級1 極めて稀に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する暴風による力(同条に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
	1・4 耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	屋根の積雪に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ	等級(2~1)で表示 等級2 極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度 等級1 極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍)に対して、倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
	1・5 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	地盤又は杭に見込んでいる常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んでいる抵抗し得る力の設定の根拠となった方法	許容支持力等(数値)と、地盤の調査方法等を表示
	1・6 基礎の構造方法及び形式等	直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭径及び杭長	直接基礎の場合は構造方法と形式を、杭基礎の場合は杭種と杭径・杭長(数値)を表示

表示事項	内容	表示の方法	等級等	
2 火災時の安全に關すること	2 - 1 感知警報装置設置等級(自住戸火災時)	評価対象住戸において発生した火災の早期の覚知のしやすさ	等級(4 ~ 1)で表示 等級4 等級3 等級2 等級1 その他	
	2 - 2 感知警報装置設置等級(他住戸等火災時) 共同住宅等に適用	評価対象住戸の同一階又は直下の階にある他住戸等において発生した火災の早期の覚知のしやすさ	等級(4 ~ 1)で表示 等級4 等級3 等級2 等級1 その他	
	2 - 3 避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下) 共同住宅等に適用	避難安全対策 評価対象住戸の同一階又は直下の階にある他住戸等における火災発生時の避難を容易とするために共用廊下に講じられた対策	排煙形式及び平面形状を明示 イ.排煙形式 a.開放型廊下 b.自然排煙 c.機械排煙(一般) d.機械排煙(加圧式) e.その他 ロ.平面形状 a.通常の歩行経路による2以上の方向への避難が可能 b.直通階段との間に他住戸がない c.その他 排煙形式 平面形状 共用廊下の排煙の形式 避難に有効な共用廊下の平面形状	
		耐火等級(避難経路の隔壁の開口部) 避難経路の隔壁の開口部に係る火災による火災を遮る時間の長さ	(口のc)を明示するときは、あわせて耐火等級(避難経路の隔壁の開口部)を等級(3 ~ 1)で表示)	等級3 等級2 等級1 火炎を遮る時間が60分相当以上 火炎を遮る時間が20分相当以上 その他
	2 - 4 脱出対策(火災時) 地上階数3以上の 一戸建ての住宅又は 共同住宅等に適用	通常の歩行経路が使用できない場合の緊急的な脱出のための対策	脱出対策の区分を表示 イ.直通階段に直接通ずるバルコニー ロ.隣戸に通ずるバルコニー ハ.避難器具 ニ.その他	
	2 - 5 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))	延焼のおそれのある部分の開口部に係る火災による火炎を遮る時間の長さ	等級(3 ~ 1)で表示 等級3 等級2 等級1 火炎を遮る時間が60分相当以上 火炎を遮る時間が20分相当以上 その他	
	2 - 6 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部以外))	延焼のおそれのある部分の外壁等(開口部以外)に係る火災による火熱を遮る時間の長さ	等級(4 ~ 1)で表示 等級4 等級3 等級2 等級1 火熱を遮る時間が60分相当以上 火熱を遮る時間が45分相当以上 火熱を遮る時間が20分相当以上 その他	

表示事項		内容	表示の方法	等級等	
2 耐火等級(界壁及び 床に係わる火災による 火熱を遮る時間の長さ 共同住宅等に適用)	2 - 7 耐火等級(界壁及び 床に係わる火災による 火熱を遮る時間の長さ 共同住宅等に適用)	住戸間の界壁及び界 床に係わる火災による 火熱を遮る時間の長さ	等級(4 ~ 1)で表示	等級4	火熱を遮る時間が60分相当以上
	等級3	火熱を遮る時間が45分相当以上			
	等級2	火熱を遮る時間が20分相当以上			
	等級1	その他			
3 劣化の軽減に関すること	3 - 1 劣化対策等級(構造 躯体等)	構造躯体等に使用す る材料の交換等大規 模な改修工事を必要 とするまでの期間を伸 長するため必要な対 策の程度	等級(3 ~ 1)で表示	等級3	通常想定される自然条件及び維持管理 の条件の下で3世代(おおむね75~90 年)まで、大規模な改修工事を必要とす るまでの期間を伸長するため必要な対 策が講じられている
				等級2	通常想定される自然条件及び維持管理 の条件の下で2世代(おおむね50~60 年)まで、大規模な改修工事を必要とす るまでの期間を伸長するため必要な対 策が講じられている
				等級1	建築基準法に定める対策が講じられて いる
4 維持管理への配慮 に関すること	4 - 1 維持管理対策等級 (専用配管)	専用の給排水管及び ガス管の維持管理(清 掃、点検及び補修)を 容易とするため必要な 対策の程度	等級(3 ~ 1)で表示	等級3	掃除口及び点検口が設けられている 等、維持管理を容易にすることに特に配 慮した措置が講じられている
				等級2	配管をコンクリートに埋め込まない等、維 持管理を行うための基本的な措置が講 じられている
				等級1	その他
	4 - 2 維持管理対策等級 (共用配管) 共同住宅等に適用	共用の給排水管及び ガス管の維持管理(清 掃、点検及び補修)を 容易とするため必要な 対策の程度	等級(3 ~ 1)で表示	等級3	清掃、点検及び補修ができる開口が住 戸外に設けられている等、維持管理を 容易にすることに特に配慮した措置が 講じられている
				等級2	配管をコンクリートに埋め込まない等、維 持管理を行うための基本的な措置が講 じられている
				等級1	その他
5 温熱環境に関する こと	5 - 1 省エネルギー対策等級	暖冷房に使用する工 エネルギーの削減のため の断熱化等による 対策の程度	等級(4 ~ 1)で表示(あ わせて地域区分(6区 分: , , , , , 又は)を表示)	等級4	エネルギーの大きな削減のための対策 (エネルギーの使用の合理化に関する 法律の規定による建築主の判断の基準 に相当する程度)が講じられている
				等級3	エネルギーの一定程度の削減のための 対策が講じられている
				等級2	エネルギーの小さな削減のための対策 が講じられている
				等級1	その他
6 空気環境に関する こと	6 - 1 ホルムアルデヒド対策 (内装及び天井裏等)	居室の内装の仕上げ 及び換気等の措置の ない天井裏等の下地 材等からのホルムアル デヒドの発散量を少 なくする対策	居室の内装の仕上げ及び 換気等の措置のない天井裏等の下地 材等からのホルムアル デヒドの発散量を少 なくする対策	居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏の下地材等の区 分について、次のイからハまでのうち、該当するものを表示 イ. 製材等(丸太及び単層フローリングを含む。)を使用 ロ. 特定建材を使用 ハ. その他の建材を使用	
	ホルムアルデヒ ド発散等級 居室の内装の仕上げ 及び換気等の措置の ない天井裏等の下地 材等に使用される特 定建材からのホルムア ルデヒドの発散量の少 なさ	居室の内装の仕上げに あっては、等級1、2又は 3、居室に係る天井裏等 の下地材等にあっては 等級2又は3を併せて明 示する。	等級3	ホルムアルデヒドの発散量が極めて少 ない(日本工業規格又は日本農林規格の F 等級相当以上)	
				等級2	ホルムアルデヒドの発散量が少ない(日 本工業規格又は日本農林規格の F 等級相当以上)

表示事項		内容	表示の方法	等級等	
6 室内空気中の汚染物質及びしつけを屋外に除去するための必要な換気対策 イのa又はbのうち、該当する居室の換気対策を明示し、かつ、口のaからcまでのうち、便所、浴室及び台所のそれぞれについて、該当する局所換気対策を明示する。この場合において、イのbを明示するときは、具体的な換気対策を併せて明示する。	6・2 換気対策	室内空気中の汚染物質及びしつけを屋外に除去するための必要な換気対策 イのa又はbのうち、該当する居室の換気対策を明示し、かつ、口のaからcまでのうち、便所、浴室及び台所のそれぞれについて、該当する局所換気対策を明示する。この場合において、イのbを明示するときは、具体的な換気対策を併せて明示する。	イ. 居室の換気対策 住宅の居室に必要な換気量が確保できる対策を明示。 ロ. 局所換気対策 換気上重要な便所、浴室及び台所の換気のための対策を明示。	a. 機械換気設備 b. その他	
	6・3 室内空気中の化学物質の濃度等	評価対象住戸の空気中の化学物質の濃度及び測定方法	測定した化学物質の名称、濃度、測定器具、採取年月日、採取時刻、採取条件(室内的温度、湿度等)等を表示		
7 光・視環境に関すること	7・1 単純開口率	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の床面積に対する割合	数値を表示		
	7・2 方位別開口比	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の各方位毎の比率	東面、南面、西面、北面及び真上についてそれぞれ数値を表示		
8 音環境に関すること	8・1 重量床衝撃音対策 共同住宅等に適用 (選択項目)	重量床衝撃音対策等級 居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)を遮断するため必要な対策の程度	上階・下階住戸間の居室の界床について、次のどちらかを選択し、最高・最低の性能を表示 ・重量床衝撃音対策等級(5~1) ・相当スラブ厚(重量床衝撃音)(数値)	等級5	特に優れた重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本工業規格のL _{i,r,H} -50等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている
		等級4	優れた重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本工業規格のL _{i,r,H} -55等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている		
		等級3	基本的な重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本工業規格のL _{i,r,H} -60等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている		
		等級2	やや低い重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本工業規格のL _{i,r,H} -65等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている		
		等級1	その他		
		相当スラブ厚(重量床衝撃音) 居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)の遮断の程度をコンクリート単板スラブの厚さに換算した場合のその厚さ	次に掲げる相当スラブ厚(重量床衝撃音)の数値が最も低い居室の界床及び最も高い居室の界床について、その相当スラブ厚(重量衝撃音)を明示 a. 27cm以上 b. 20cm以上 c. 15cm以上 d. 11cm以上 e. その他		
	8・2 軽量床衝撃音対策 共同住宅等に適用 (選択項目)	軽量床衝撃音対策等級 居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音(軽量のものの落下の衝撃音)を遮断するため必要な対策の程度	上階・下階住戸間の居室の界床について、次のどちらかを選択し、最高・最低の性能を表示 ・軽量床衝撃音対策等級(5~1) ・軽量床衝撃音レベル低減量(床仕上げ構造)(数値)	等級5	特に優れた軽量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本工業規格のL _{i,r,H} -45等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている
		等級4	優れた軽量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本工業規格のL _{i,r,H} -50等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている		
		等級3	基本的な軽量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本工業規格のL _{i,r,H} -55等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている		
		等級2	やや低い軽量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本工業規格のL _{i,r,H} -60等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている		
		等級1	その他		

表示事項		内容	表示の方法	等級等	
		軽量床衝撃音レベル低減量(床仕上げ構造) 居室に係る上下階との界床の仕上げ構造に関する軽量床衝撃音(軽量のものの落下の衝撃音)の低減の程度		次に掲げる軽量床衝撃音レベル低減量(床仕上げ構造)の数値が最も低い居室の界床及び最も高い居室の界床について、その軽量床衝撃音レベル低減量(床仕上げ構造)を明示 a.30dB以上 b.25dB以上 c.20dB以上 d.15dB以上 e.その他	
	8・3 <u>透過損失等級 (界壁)</u> <u>共同住宅等に適用 (選択項目)</u>	居室の界壁の構造による空気伝搬音の遮断の程度	等級(4~1)で表示	等級4 等級3 等級2 等級1	特に優れた空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本工業規格のR _f -55等級相当以上)が確保されている程度 優れた空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本工業規格のR _f -50等級相当以上)が確保されている程度 基本的な空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本工業規格のR _f -45等級相当以上)が確保されている程度 建築基準法に定める空気伝搬音の遮断の程度が確保されている程度
	8・4 <u>透過損失等級 (外壁開口部)</u> <u>共同住宅等に適用 (選択項目)</u>	居室の外壁に設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝搬音の遮断の程度	東面、南面、西面及び北面についてそれぞれ等級(3~1)で表示	等級3 等級2 等級1	特に優れた空気伝搬音の遮断性能(日本工業規格のR _{m(1/3)-25} 相当以上)が確保されている程度 優れた空気伝搬音の遮断性能(日本工業規格のR _{m(1/3)-20} 相当以上)が確保されている程度 その他
9 高齢者等への配慮 に関すること	9・1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)	住戸内における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度	等級(5~1)で表示	等級5 等級4 等級3 等級2 等級1	高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、介助式車使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が講じられている 高齢者が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、介助式車いす使用者が基本的な生活を行うことを容易にすることに配慮した措置が講じられている 高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助式車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられている 高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている 住戸内において、建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている
	9・2 高齢者等配慮対策等級(共用部分) <u>共同住宅等に適用</u>	共同住宅等の主に建物出入口から住戸の玄関までの間における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度	等級(5~1)で表示	等級5 等級4 等級3 等級2 等級1	高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに特に配慮した措置が講じられている 高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで到達するための基本的な措置が講じられている 高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている 建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている

4. 品確法に基づく住宅性能表示制度の実施状況について（平成15年12月末時点）



住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度の実施状況について（平成15年12月末時点）

平成16年2月13日

<問い合わせ先>

住宅局住宅生産課（内線39427）

TEL：03-5253-8111（代表）

住宅性能評価機関等連絡協議会
（財）ベターリビング内事務局）

TEL：03-5211-0564

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「住宅性能表示制度」については、新築住宅は平成12年10月より、既存住宅は平成14年12月より制度運用を開始しています。

この度、全国の指定住宅性能評価機関等で構成される住宅性能評価機関等連絡協議会事務局が、全評価機関を対象に住宅性能評価の**平成15年12月の実績**について調査した結果がまとまりましたので、お知らせします。

1. 新築住宅

(1) 平成15年12月の実績

設計住宅性能評価	受付	13,344戸	交付	12,181戸
		(対前年同月比 31.8%増)	(対前年同月比 48.6%増)	
建設住宅性能評価	受付	9,214戸	交付	6,210戸
		(対前年同月比 33.5%増)	(対前年同月比 91.6%増)	

(2) 制度運用開始からの累計

設計住宅性能評価	受付	278,021戸	交付	264,075戸
建設住宅性能評価	受付	197,775戸	交付	111,932戸

2. 既存住宅

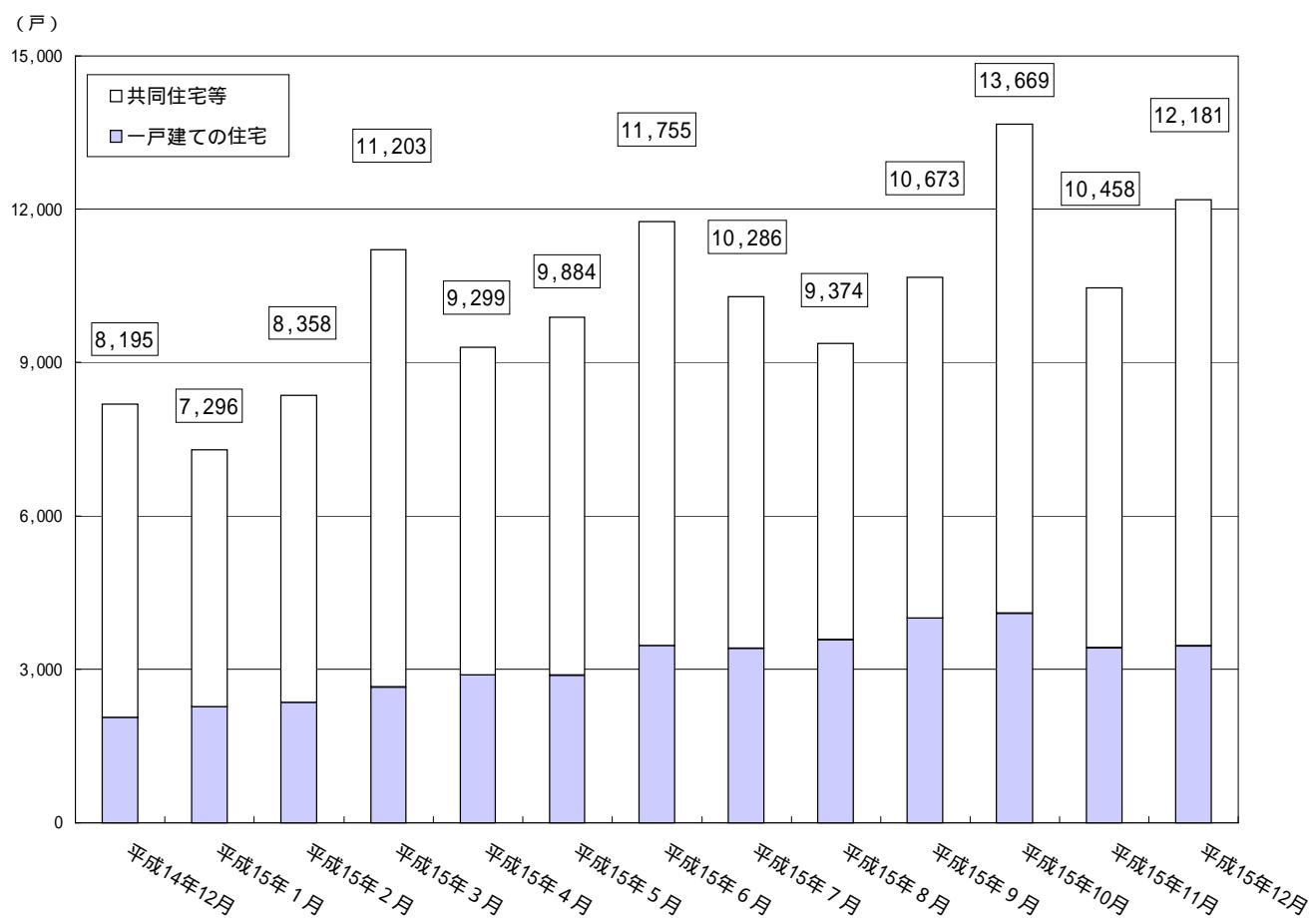
(1) 平成15年12月の実績	受付	39戸	交付	41戸
(2) 制度運用開始からの累計	受付	184戸	交付	180戸

<参考> 住宅性能表示制度の概要

- (1) 住宅の性能表示のための**共通ルール**を設け、消費者による性能の相互比較を可能にする。
- (2) 住宅の性能評価を客観的に行う**評価機関**を整備し、評価結果の信頼性を向上。
- (3) 新築住宅については、評価機関が交付した**評価書**が**契約内容とされること**を原則とすることにより、表示された性能を実現。
- (4) 性能評価された住宅に係る**裁判外の紛争処理体制**を整備し、紛争処理を円滑化・迅速化。

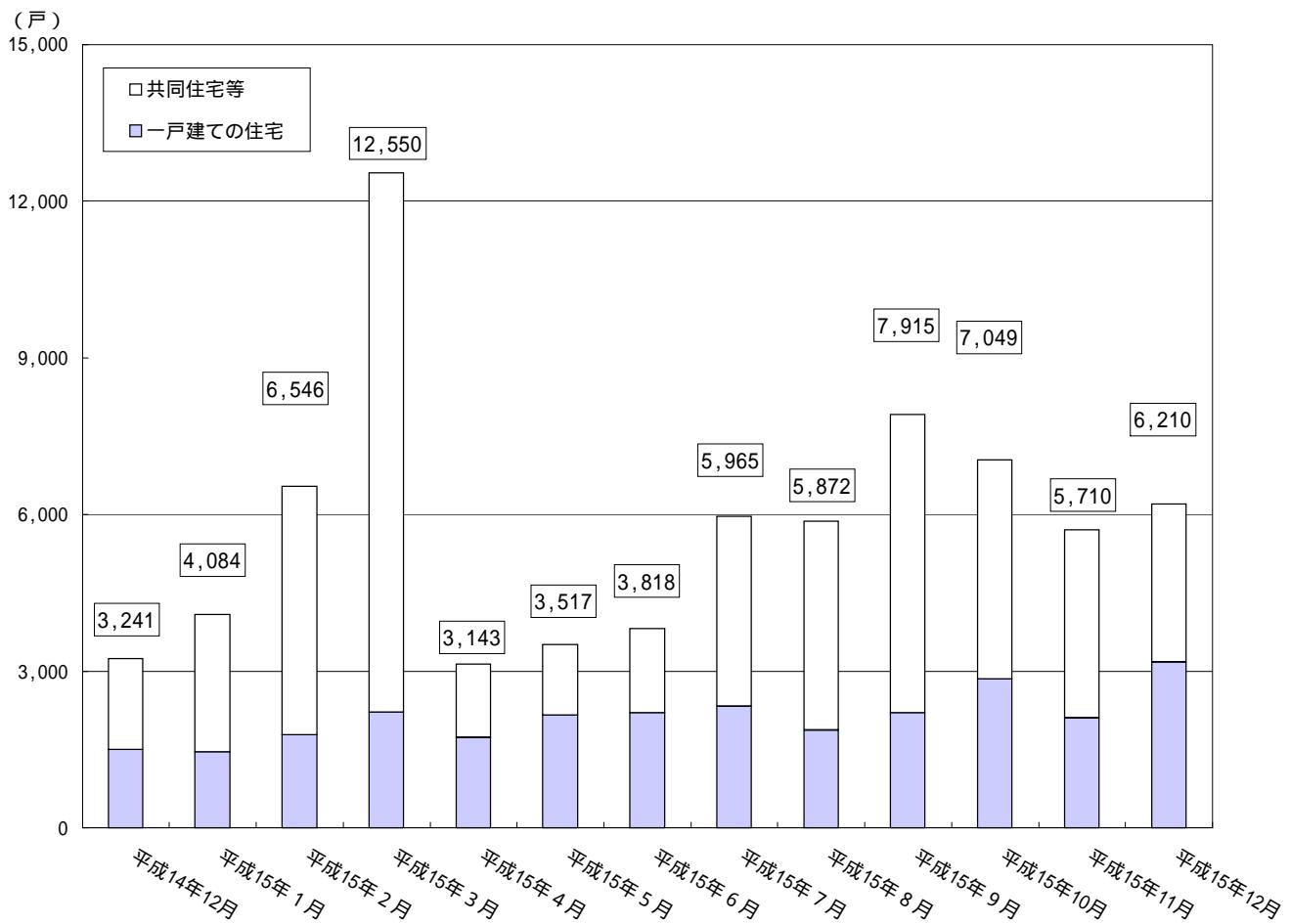
設計住宅性能評価書交付実績の推移

	一戸建ての住宅		共同住宅等		合 計	
	受付	交付	受付	交付	受付 (対前年比)	交付 (対前年比)
平成14年12月	2,046	2,061	8,076	6,134	10,122 (66.5% 増)	8,195 (33.2% 増)
平成15年1月	2,364	2,265	4,176	5,031	6,540 (8.3% 増)	7,296 (41.1% 増)
平成15年2月	2,292	2,355	5,619	6,003	7,911 (33.0% 増)	8,358 (49.1% 増)
平成15年3月	2,854	2,652	10,787	8,551	13,641 (24.1% 増)	11,203 (14.6% 増)
平成15年4月	2,979	2,893	5,696	6,406	8,675 (50.5% 増)	9,299 (48.8% 増)
平成15年5月	2,904	2,885	6,879	6,999	9,783 (62.0% 増)	9,884 (34.9% 増)
平成15年6月	3,667	3,468	7,027	8,287	10,694 (62.2% 増)	11,755 (71.1% 増)
平成15年7月	3,584	3,409	5,327	6,877	8,911 (34.0% 増)	10,286 (59.2% 増)
平成15年8月	3,587	3,578	5,870	5,796	9,457 (43.6% 増)	9,374 (83.8% 増)
平成15年9月	4,079	4,004	8,799	6,669	12,878 (13.7% 増)	10,673 (16.6% 増)
平成15年10月	3,936	4,097	8,514	9,572	12,450 (69.1% 増)	13,669 (53.9% 増)
平成15年11月	3,259	3,422	7,846	7,036	11,105 (17.0% 増)	10,458 (23.2% 増)
平成15年12月	3,445	3,461	9,899	8,720	13,344 (31.8% 増)	12,181 (48.6% 増)
制度実施後の累計	71,982	70,636	206,039	193,439	278,021 (-)	264,075 (-)
平成14年度計 (H14.12~H15.3)	25,085	24,707	72,942	68,871	98,027 (-)	93,578 (-)



建設住宅性能評価書交付実績の推移

	一戸建ての住宅		共同住宅等		合 計	
	受付	交付	受付	交付	受付 (対前年比)	交付 (対前年比)
平成14年12月	1,887	1,506	5,017	1,735	6,904 (66.2% 増)	3,241 (160.3% 増)
平成15年1月	1,924	1,459	4,359	2,625	6,283 (40.1% 増)	4,084 (88.2% 増)
平成15年2月	1,944	1,786	3,797	4,760	5,741 (21.4% 増)	6,546 (227.3% 増)
平成15年3月	2,081	2,219	4,522	10,331	6,603 (19.3% 増)	12,550 (109.0% 増)
平成15年4月	2,503	1,736	3,929	1,407	6,432 (44.0% 増)	3,143 (70.9% 増)
平成15年5月	2,543	2,162	3,500	1,355	6,043 (10.6% 減)	3,517 (110.3% 増)
平成15年6月	2,817	2,207	5,281	1,611	8,098 (41.3% 増)	3,818 (131.4% 増)
平成15年7月	2,675	2,332	5,056	3,633	7,731 (34.5% 増)	5,965 (121.9% 増)
平成15年8月	2,690	1,876	3,852	3,996	6,542 (67.4% 増)	5,872 (116.3% 増)
平成15年9月	3,186	2,211	4,884	5,704	8,070 (53.5% 増)	7,915 (99.9% 増)
平成15年10月	3,027	2,859	7,218	4,190	10,245 (17.0% 増)	7,049 (121.9% 増)
平成15年11月	2,648	2,108	6,723	3,602	9,371 (29.0% 増)	5,710 (65.7% 増)
平成15年12月	2,790	3,180	6,424	3,030	9,214 (33.5% 増)	6,210 (91.6% 増)
制度実施後の累計	57,845	43,221	139,930	68,711	197,775 (-)	111,932 (-)
平成14年度計 (H14.12 ~ H15.3)	21,664	16,251	51,757	31,316	73,421 (-)	47,567 (-)



別添3

都道府県別住宅性能評価書交付状況

(平成15年12月1日～平成15年12月31日)

都道府県名	一戸建ての住宅		共同住宅等			合計		
	設計(戸)	建設(戸)	設計(棟)	(戸数)	建設(棟)	(戸数)	設計(戸)	建設(戸)
北海道	10	2	15	376	2	87	386	89
青森県	0	1	5	10	0	0	10	1
岩手県	19	22	1	2	0	0	21	22
宮城県	57	43	1	42	1	30	99	73
秋田県	0	2	1	42	0	0	42	2
山形県	5	2	0	0	0	0	5	2
福島県	50	19	0	0	0	0	50	19
茨城県	84	58	2	25	1	1	109	59
栃木県	65	79	4	4	0	0	69	79
群馬県	29	46	0	0	0	0	29	46
埼玉県	315	402	5	106	10	579	421	981
千葉県	214	214	14	454	5	89	668	303
東京都	454	423	67	4,331	25	768	4,785	1,191
神奈川県	371	233	21	771	12	306	1,142	539
新潟県	14	33	3	8	0	0	22	33
富山県	19	31	5	20	0	0	39	31
石川県	13	32	0	0	0	0	13	32
福井県	3	20	0	0	0	0	3	20
山梨県	20	8	3	11	0	0	31	8
長野県	36	54	3	47	3	15	83	69
岐阜県	69	76	0	0	0	0	69	76
静岡県	99	184	1	83	3	54	182	238
愛知県	288	252	20	451	8	141	739	393
三重県	112	79	0	0	0	0	112	79
滋賀県	54	38	0	0	0	0	54	38
京都府	85	48	4	133	4	18	218	66
大阪府	216	235	9	715	8	635	931	870
兵庫県	178	171	9	348	0	0	526	171
奈良県	68	35	2	3	0	0	71	35
和歌山県	23	35	2	16	1	8	39	43
鳥取県	7	9	0	0	0	0	7	9
島根県	2	5	1	8	0	0	10	5
岡山県	58	42	0	0	0	0	58	42
広島県	128	43	3	5	0	0	133	43
山口県	43	26	6	106	0	0	149	26
徳島県	13	8	0	0	0	0	13	8
香川県	25	19	0	0	0	0	25	19
愛媛県	57	54	0	0	1	2	57	56
高知県	26	14	1	44	0	0	70	14
福岡県	72	41	17	224	7	255	296	296
佐賀県	7	8	3	24	0	0	31	8
長崎県	13	10	0	0	0	0	13	10
熊本県	7	14	9	30	1	2	37	16
大分県	16	4	2	4	0	0	20	4
宮崎県	4	3	5	150	0	0	154	3
鹿児島県	9	3	7	53	0	0	62	3
沖縄県	4	0	3	74	1	40	78	40
合 計	3,461	3,180	254	8,720	93	3,030	12,181	6,210

5. 指定住宅性能評価機関別住宅性能評価業務実施状況(平成15年1月~12月末)

指定番号	機関名称	設計住宅性能評価(戸)								建設住宅性能評価(戸)							
		受付				交付				受付				交付			
		一戸建ての住宅	共同住宅等	戸数合計	棟数	一戸建ての住宅	共同住宅等	戸数合計	棟数	一戸建ての住宅	共同住宅等	戸数合計	棟数	一戸建ての住宅	共同住宅等	戸数合計	棟数
1	(財)北海道建築指導センター	3	1,492	180	1,495	3	1,102	140	1,105	2	12	1	14	4	82	3	86
2	(株)建築住宅センター	25	257	51	282	25	245	48	270	3	0	0	3	4	0	0	4
3	(財)岩手県建築住宅センター	20	40	11	60	21	44	13	65	3	0	0	3	4	0	0	4
4	(財)宮城県建築住宅センター	33	357	38	390	33	357	38	390	21	29	1	50	22	0	0	22
5	(財)秋田県建築住宅センター	68	137	14	205	68	137	14	205	5	1	1	6	6	1	1	7
6	(財)ふくしま建築住宅センター	23	207	20	230	20	290	25	310	17	65	1	82	21	159	4	180
7	(財)茨城県建築住宅センター	147	326	28	473	145	300	28	445	134	2	2	136	92	8	4	100
8	(財)栃木県建設総合技術センター	1	178	9	179	0	66	2	66	1	0	0	1	1	0	0	1
9	(財)群馬県建設技術センター	21	323	11	344	21	249	9	270	8	0	0	8	9	7	1	16
10	(株)埼玉建築確認検査機構	2	0	0	2	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1
11	(財)さいたま住宅検査センター	179	395	29	574	179	396	29	575	162	62	3	224	106	0	0	106
12	(株)千葉県建築住宅センター	22	43	2	65	22	36	1	58	6	0	0	6	10	0	0	10
13	(財)ベターリビング	2	2,051	42	2,053	2	1,945	37	1,947	0	1,781	32	1,781	1	229	9	230
14	(財)日本建築センター	0	4,345	36	4,345	0	4,394	42	4,394	0	2,411	26	2,411	0	1,150	18	1,150
15	(財)日本建築設備・昇降機センター	0	368	7	368	0	416	8	416	0	201	5	201	0	578	13	578
16	ハウスプラス住宅保証(株)	3,682	19,681	663	23,363	3,664	19,462	658	23,126	3,551	18,684	643	22,235	3,160	15,548	552	18,708
17	(株)都市住宅技術評価機構	0	5,131	25	5,131	0	4,549	23	4,549	0	4,207	22	4,207	0	3,925	13	3,925
18	(財)住宅保証機構	7	81	10	88	7	72	9	79	1	0	0	1	1	0	0	1
19	日本ERI(株)	6,747	13,536	271	20,283	6,688	13,488	273	20,176	5,255	10,863	206	16,118	4,103	9,512	218	13,615
20	(株)住宅性能評価センター	4,491	2	2	4,493	4,387	2	2	4,389	4,352	2	2	4,354	3,990	0	0	3,990
21	(株)日本住宅保証検査機構	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
22	(財)東京都防災・建築まちづくりセンター	35	108	10	143	37	169	14	206	33	57	6	90	90	63	6	153
23	(株)東日本住宅評価センター	7,960	1,436	309	9,396	7,750	1,288	300	9,038	5,130	1,047	261	6,177	4,615	646	219	5,261
24	(財)神奈川県建築安全協会	8	353	15	361	8	353	15	361	8	8	1	16	9	89	2	98
25	(財)新潟県建築住宅センター	3	40	8	43	3	42	9	45	3	0	0	3	4	0	0	4
26	(財)富山県建築住宅センター	116	70	11	186	117	70	11	187	115	1	1	116	115	0	0	115
27	(財)石川県建築住宅総合センター	133	190	21	323	131	175	20	306	127	4	2	131	114	4	2	118
28	(財)福井県建築住宅センター	110	30	1	140	109	31	2	140	107	0	0	107	74	0	0	74
29	(財)長野県建築住宅センター	65	167	11	232	63	142	9	205	61	0	0	61	54	44	4	98
30	(株)ぎふ建築住宅センター	32	34	8	66	33	16	3	49	24	0	0	24	17	0	0	17
31	(財)静岡県建築住宅まちづくりセンター	218	154	13	372	219	172	14	391	216	2	2	218	206	3	3	209
32	(株)愛知建築確認検査サービス	378	1,050	38	1,428	372	1,018	37	1,390	353	971	32	1,324	330	258	6	588
33	(財)愛知県建築住宅センター	51	207	6	258	51	255	7	306	25	28	2	53	28	124	2	152
34	中部住宅保証(株)	137	2,801	76	2,938	132	2,800	81	2,932	113	1,881	57	1,994	91	1,145	41	1,236
35	(財)三重県建設技術センター	5	126	6	131	6	126	6	132	5	0	0	5	5	2	1	7
36	(財)滋賀県建築住宅センター	11	82	6	93	12	137	9	149	12	0	0	12	11	0	0	11
37	(株)京都確認検査機構	22	634	14	656	22	598	13	620	22	158	3	180	17	118	2	135
38	(有)京都すまいづくり確認評価センター	0	28	1	28	0	98	2	98	0	0	0	0	1	0	0	1
39	(株)西日本住宅評価センター	9,283	1,656	86	10,939	9,267	2,059	87	11,326	6,822	1,705	73	8,527	5,263	1,073	72	6,336
40	(財)日本建築総合試験所	0	841	5	841	0	935	7	935	0	711	5	711	0	362	3	362
41	(財)大阪住宅センター	228	2,629	31	2,857	236	2,199	27	2,435	247	191	4	438	253	355	3	608
42	(財)兵庫県建築住宅建築総合センター	99	729	31	828	100	1,225	46	1,325	57	0	0	57	82	102	2	184
43	(財)神戸市防災安全公社	77	572	7	649	77	585	8	662	23	584	5	607	92	421	4	513
44	(財)なら建築住宅センター	11	55	1	66	11	16	8	27	9	0	0	9	6	0	0	6
45	(財)和歌山県建築住宅防災センター	3	50	6	53	2	64	13	66	2	0	0	2	2	0	0	2
46	(財)鳥取県建築住宅検査センター	5	20	7	25	4	25	7	29	1	0	0	1	9	0	0	9
47	(財)島根県建築住宅センター	21	213	33	234	13	170	29	183	6	0	0	6	8	15	1	23
48	岡山県建築住宅センター(株)	78	58	2	136	80	98	3	178	31	0	0	31	32	0	0	32
49	(株)広島建築住宅センター	56	131	16	187	57	99	19	156	45	0	0	45	4	0	0	4
50	ハウスプラス中国住宅保証(株)	1,081	1,126	41	2,207	1,082	1,130	43	2,212	1,013	597	23	1,610	701	927	29	1,628
51	(財)山口県建築住宅センター	3	398	39	401	2	343	38	345	0	19	3	19	2	13	2	15
52	(株)とくしま建築住宅センター	39	4	2	43	35	4	2	39	32	0	0	32	29	0	0	29
53	(株)香川県建築住宅センター	125	86	4	211	120	12	2	132	120	0	0	120	98	0	0	98

指定番号	機関名称	設計住宅性能評価(戸)							建設住宅性能評価(戸)								
		受付			交付				受付			交付					
		一戸建ての住宅	共同住宅等	棟数	戸数合計	一戸建ての住宅	共同住宅等	棟数	戸数合計	一戸建ての住宅	共同住宅等	棟数	戸数合計	一戸建ての住宅	共同住宅等	棟数	戸数合計
54	(株)愛媛建築住宅センター	7	113	17	120	7	119	17	126	4	0	0	4	7	0	0	7
55	(社)高知県建設技術公社	110	180	25	290	98	168	32	266	84	0	0	84	61	0	0	61
56	(財)福岡県建築住宅センター	143	894	36	1,037	130	900	39	1,030	22	589	10	611	17	366	6	383
57	九州住宅保証(株)	340	1,818	64	2,158	330	1,831	63	2,161	317	1,497	43	1,814	304	1,613	41	1,917
58	(財)佐賀県土木建築技術協会	4	10	3	14	4	10	3	14	4	0	0	4	2	0	0	2
59	(財)長崎県住宅・建築総合センター	30	161	17	191	30	190	19	220	3	0	0	3	4	0	0	4
60	(財)熊本県建築住宅センター	36	92	31	128	34	121	37	155	4	0	0	4	5	0	0	5
61	(財)大分県建築住宅センター	85	166	12	251	85	155	12	240	65	14	1	79	58	0	0	58
62	(財)宮崎県建築住宅センター	19	204	23	223	23	201	22	224	10	0	0	10	17	0	0	17
63	(財)鹿児島県住宅・建築総合センター	14	498	65	512	12	476	57	488	0	0	0	0	0	2	1	2
64	(財)沖縄県建設技術センター	47	22	17	69	43	16	11	59	43	2	1	45	25	2	1	27
65	(株)さいたま住宅性能評価事務所	115	0	0	115	111	0	0	111	106	0	0	106	135	0	0	135
66	(株)住宅検査保証協会	0	20	1	20	1	20	1	21	1	20	1	21	0	20	1	20
67	(株)都市居住評価センター	0	5,323	84	5,323	0	4,907	74	4,907	0	2,605	44	2,605	0	1,142	17	1,142
68	(株)第一建築確認検査機構	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
69	(株)キュービーシー	1,211	11	5	1,222	1,192	11	6	1,203	1,190	8	3	1,198	1,222	12	4	1,234
70	関西住宅品質保証(株)	247	5,473	76	5,720	246	6,473	87	6,719	243	5,711	74	5,954	210	4,848	57	5,058
71	(NPO)全国室内気候研究会	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
72	日本建築検査研究所	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
73	富士建築コンサルティング(株)	0	2,399	48	2,399	0	2,273	47	2,273	0	853	21	853	0	754	23	754
74	(株)JIP建築検査サービス	0	0	0	0	0	91	2	91	0	0	0	0	0	0	0	0
75	(株)技研	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
76	日本テスティング(株)	6	855	15	861	6	818	15	824	5	512	10	517	2	101	3	103
77	(株)ハウスジーメン	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
78	ハウスアンサー(株)	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
79	(株)山形県建築サポートセンター	18	66	17	84	18	56	16	74	9	8	2	17	8	52	7	60
80	イーホームズ(株)	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
81	(株)新潟建築確認検査機構	8	61	10	69	8	61	9	69	3	0	0	3	3	0	0	3
82	(株)東京建築検査機構	0	764	7	764	0	742	6	742	0	764	7	764	0	323	5	323
83	(株)近畿確認検査センター	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
84	ピューローベリタスジャパン株式会社	2	2,780	61	2,782	2	2,607	55	2,609	2	1,830	25	1,832	2	209	4	211
85	(株)確認検査機構アネックス	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
86	(株)日本確認検査センター	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
87	大阪確認検査(株)	18	173	5	191	13	224	7	237	8	36	1	44	8	0	0	8
88	(株)兵庫確認検査機構	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
89	(財)世田谷区都市整備公社	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
90	(有)住宅性能評価	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
91	(財)住宅金融普及協会	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
92	ユーディーアイ確認検査(株)	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
93	(株)トータル住宅評価センター	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
94	(株)ジェイネット	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
評価実績を公開している機関の合計		38,326	87,111	2,953	125,437	37,830	86,474	2,927	124,304	30,407	60,733	1,668	91,140	25,987	46,407	1,410	72,394

1) *は、評価実績を非公開としている場合を表している。

2)掲載している評価機関は、平成15年12月31日現在のものである。

(no.38)(有)京都すまいづくり確認評価センターについては、平成15年3月31日付で、品確法の指定住宅性能評価機関の指定がはずされている。)

出典)住宅性能評価機関等連絡協議会資料

6. 住宅性能表示制度普及推進アクションプログラム（平成13年9月発表）

住宅性能表示制度普及推進アクションプログラム

平成13年9月27日
住宅性能表示制度普及推進会議決定

1. 住宅性能表示制度普及推進アクションプログラムの意義・目的

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度は、住宅性能評価を通じ住宅の品質の確保と住宅性能の相互比較可能性の双方を実現する制度であり、ストック重視や市場重視という方向をめざす今後の住宅政策、とりわけ、住宅市場環境整備の根幹をなすものである。

そこで、第八期住宅建設五カ年計画の期間（平成13～17年度）に合わせ、平成17年度までを目途に集中的に住宅性能表示制度の普及拡大を図ることとする。

本アクションプログラムは、住宅性能表示制度の普及推進に向けて、民間等と国・地方公共団体が適切な役割分担と連携のもと一体となって集中的に取り組むべき取組方策について、その実施時期や実施主体を含めて明示し策定することにより、計画的かつ主体的な展開を図ろうとするものである。

2. 実施時期及び目標

本アクションプログラムに定める取組方策については、第八期住宅建設五カ年計画の期間（平成13～17年度）を集中実施期間とし、それらの総合的な実施・展開を通じ、平成17年度において、新設着工住宅の50%の住宅について住宅性能表示制度が活用されることを目標とする。

3. アクションプログラムの実施上の留意点

本アクションプログラムに盛り込まれた取組方策の実施状況を定期的にフォローアップし、適宜、必要な見直しを行うことにより、第八期住宅建設五箇年計画の期間内における取組方策の円滑な実施を目指すこととする。

4. 実施すべき取組方策

消費者向けのPR等、事業者支援、住宅金融公庫関係、公的住宅事業における活用、その他の5分野において総合的な取り組みを図る。

個別の取組方策は別表のとおりとする。

住宅性能表示制度普及推進アクションプログラム

【善乃堆淮のための取組方策】

大項目		中項目	計画内容	計画内容(補足)	実施・検討時期	窓口、実施主体
・消費者向けのPR等	(1) 政府関係広報等の積極的活用	・政府広報講媒体の活用 ・国土交通省出前講座の実施	・テレビ、ラジオ、広報誌等による。		引き続き実施	国土交通省(住宅局住宅生産課)
	(2) PR用ツールの整備	・消費者向けPRビデオの作成及び配布(10分程度の簡潔なもの) ・パンフレット、リーフレットの改定及び関係団体等を通じた配布 ・展示パネル用電子データの提供	・キャラクター(3匹のこぶた)を主役とした親しみやすく分かりやすい内容とする。 ・旧版のイメージを変更して作成する。 ・主として戸建て住宅を対象に住宅性能表示制度全般を説明する9枚組みのペネル用電子データを、CD-Rに格納し各都道府県・政令市に提供する。	・キャラクター(3匹のこぶた)を主役とした親しみやすく分かりやすい内容とする。 ・旧版のイメージを変更して作成する。	平成13年10月初旬	国土交通省(住宅局住宅生産課)、関係団体
	(3) 関係機関のホームページによる広報	・住まい情報発信局ホームページによる広報 制度紹介コーナーを設置 ・住宅、住宅部品・部材について性能等級、認定情報等による検索を可能とするDBシステムホームページ上で提供 ・住宅性能表示制度を活用した消費者の家造り体験、自慢の家紹介コーナーの設置	・住宅性能等級で検索するDB、一般的な特徴で検索するDB、工業化住宅から検索するDBを提供。 ・住宅部材を性能等級で検索するDB、一般的な仕様で検索するDB、B,L断面から検索するDBを提供。 ・その他各種HP(住宅金融公庫等)と住まいの情報発信局HPとのリンクの拡大	・住宅性能等級で検索するDB、一般的な特徴で検索するDB、B,L断面から検索するDBを提供。 ・住宅部材を性能等級で検索するDB、一般的な仕様で検索するDB、B,L断面から検索するDBを提供。 ・住宅性能表示制度を活用した消費者の家造り体験、自慢の家紹介コーナーの設置	平成13年9月～平成13年10月～平成13年10月～平成13年秋～平成13年秋～	「住まいの情報発信局」運営協議会 「住まいの情報発信局」運営協議会 「住まいの情報発信局」運営協議会 国土交通省(住宅公庫、住宅金融公庫、「住まいの情報発信局」運営協議会、関係団体)ベターリビングセンター 国土交通省(住宅金融公庫、「住まいの情報発信局」運営協議会、関係団体)ベターリビングセンター
	(4) イベント等を通じてPRの強化	・住宅月間関係媒体における集中的PR	・住宅月間関連告知媒体(チラシ、パンフレット、ホスラー等)や広報等において性能表示制度と住まいの情報発信局を紹介する。 ・各都道府県・政令市を通じた協力要請。	・住宅月間関連告知媒体(チラシ、パンフレット、ホスラー等)や広報等において性能表示制度と住まいの情報発信局を紹介する。 ・各都道府県・政令市を通じた協力要請。	平成13年9月～平成13年10月～7日	国土交通省(住宅局住宅生産課)、地方公共団体、関係団体等
		・住宅月間中央イベントにおける集中的PR	・パネル展示、映像の提供、パンフレット配布等を実施する。 ・各都道府県・政令市を通じた協力要請。	・パネル展示、映像の提供、パンフレット配布等を実施する。 ・各都道府県・政令市を通じた協力要請。	平成13年10月～平成13年10月	国土交通省(住宅局住宅生産課)、地方公共団体、関係団体等
		・その他、住宅関係イベント等において継続的にPR実施	・住宅関連告知媒体(チラシ、パンフ、ポスター等)や広報等において性能表示制度と住まいの情報発信局を紹介。 ・各都道府県・政令市に協力要請。 ・科学技術週間ににおいて住宅性能表示制度の裏付けとなる関連研究開発を紹介する。	・住宅関連告知媒体(チラシ、パンフ、ポスター等)や広報等において性能表示制度と住まいの情報発信局を紹介。 ・各都道府県・政令市に協力要請。 ・科学技術週間ににおいて住宅性能表示制度の裏付けとなる関連研究開発を紹介する。	平成13年10月～	国土交通省(住宅局住宅生産課)、地方公共団体、独立行政法人建築研究所、関係団体等

- 114 -

住宅性能表示制度普及推進アクションプログラム

大項目	中項目	計画内容	実施・検討時期	窓口、実施主体
	(5) 住宅展示場等に係る取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅展示場において、性能表示制度の紹介コーナーの設置 ・展示場のモデルハウスとして性能表示モデル住宅を建設 ・住宅総合展示事業における住宅性能表示の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・センターハウス等において、パネル展示、ビデオ放映、ハンディ配布等を実施する。 ・実際の建設住宅性能評価を行ったとともに、説明資料、パネル等においても住宅性能表示制度を引用して性能を説明する。 ・住宅総合展示事業（財団住宅祭）において参加企業の協力を得て住宅性能表示を実施する（先行例として埼玉県吉川市吉川きよみ野地区で取り組む。）。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年秋～ 平成14年度以降～ （財）住宅生産振興財團、住宅展示場協議会
	(6) 住宅性能供給者の協力によるPR・実践	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅供給者のカタログ、マンションパンフレット等において、評価マークや性能表示制度紹介コーナーを掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・（社）住宅生産团体連合会等関係団体を通じて各企業等に要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年～ （社）住宅生産团体連合会、関係団体、各企業
	(7) 住宅情報誌・紙を通じたPR	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅関連新聞・雑誌における住宅性能表示情報の掲載 ・住宅関連新聞・雑誌における連載記事、特集記事 	<ul style="list-style-type: none"> ・関連雑誌・新聞に要請する。 ・関連雑誌・新聞に要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き実施 引き続き実施
	(8) 消費者教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅性能評価機関等連絡協議会、地方公共団体及びNPO等による消費者教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO等と連携し、NPO等に対して積極的に情報提供することにより、消費者教育の機会を拡大していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年度～ 国土交通省（住宅局住宅生産課）、関連雑誌・新聞協議会、地方公共団体、NPO
	(9) その他情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な住宅の平均的な性能の把握と情報提供（戸建て住宅、分譲マンション別の平均的性能） ・評価実績戸数（建て方別、都道府県別、工法・構造別等）を月毎に集計して、関係HP等において情報提供する。 ・都道府県別の対応評価機関の一覧表を作成し、HP、機関誌等を通じて情報を提供する。 ・都道府県（業務区域）別の評価機関情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・最近（住宅性能表示制度実施前）に建設された住宅における性能等級の分布、平均等を把握する。 ・結果を評価・集計して、関係HP等において情報提供する。 ・評価実績戸数（建て方別、都道府県別、工法・構造別等）を月毎に集計することとともに、HP、機関誌等を通じて情報を提供する。 ・都道府県別の対応評価機関の一覧表を作成し、HP、機関誌等を通じて情報を提供する。 ・都道府県（業務区域）別の評価機関情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年度～ 国土交通省（住宅局住宅生産課）、（社）住宅性能評価機関等連絡協議会、「住まいの情報発信局」運営協議会 平成13年秋～ 国土交通省（住宅局住宅生産課）、（社）住宅性能評価機関等連絡協議会、「住まいの情報発信局」運営協議会
2・事業者支援	(1) 大工・工務店の評価申請に対する支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・評価申請用図書作成システムのデータフォームマッシュ ・評価申請用図書作成システムの改良 	<ul style="list-style-type: none"> ・以下をHP、機関誌等を通じて情報提供する。 ・民間金融機関の住宅融資における性能表示住宅への優遇措置（金利優遇等） ・地方公共団体の性能表示住宅への助成措置（金利優遇、割増融資、利子補給等） ・評価申請用図書作成システムのデータフォームマッシュにより評価機関側の住宅性能評価業務等支援システムに直接データを取り込みめるよう開発を進めることによる評価申請用図書作成システムについても必要な改良を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年10月～ （財）日本住宅・木材技術センター、住宅性能評価機関等連絡協議会、各指定住宅性能評価機関

住宅性能表示制度普及推進アクションプログラム

大項目	中項目	計画内容	実施・検討時期	窓口、実施主体
	(1) 大工・工務店の募集	<ul style="list-style-type: none"> 性能評価実績を有する大工・工務店のPR及びモニター工務店の募集 制度活用に向けたテキストの作成・普及 申請支援アドバイザーの登録等 申請支援組織の活用とPR 	平成13年10月～	(財)日本住宅・木材技術センター、「住まいの情報発信局」運営協議会、関係団体
	(2) 地方における住宅性能表示制度普及推進協議会における取り組みの強化	<ul style="list-style-type: none"> 性能評価実績のある工務店等の取り組み事例を機関誌、HPで広くPR 制度内容の紹介 都道府県（業務区域）別に評価機関情報の提供 『再掲』 	平成13年8月～	(財)日本住宅・木材技術センター、「住まいの情報発信局」運営協議会
	(3) 大工・工務店に対する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 制度普及のために都道府県単位に設置された関係業界等で構成される住宅性能表示制度普及推進協議会を通じて制度の内容を理解する講習会、評価申請のための実務を演習するワークショップ形式の勉強会を実施する。 協議会において随時相談を受け付ける体制を整備する。 制度の高い相談内容を（財）日本住宅・木材技術センターのHPで情報提供する。 制度評価実績のある工務店等の意見を掲載し、制度利用のメリットをPRする。 制度に関するQ&A、各種案内、評価申請事例等をHP等で情報を提供する。 都道府県別の対応評価機関の一覧表を作成し、HP、機関誌等を通じて情報提供する。 制度活用に向けたテキストの作成・普及 『再掲』 申請支援アドバイザーの登録等 『再掲』 	平成13年秋～	(財)日本住宅・木材技術センター、「住まいの情報発信局」運営協議会
		<ul style="list-style-type: none"> 性能評価申請のための構造計算マニュアル等のテキストを作成しHP等で情報を提供する。 地城別にリストを作成し、HP等で情報を提供する。 	平成13年秋～	(財)日本住宅・木材技術センター、「住まいの情報発信局」運営協議会
		<ul style="list-style-type: none"> 性能評価実績のある工務店等について地域別にリストを作成し、関係団体がHP等で情報提供する。（財）住宅・工務店に対し、モニターとしての協力と、（財）住宅・工務店が助成する。モニター工務店について性能評価実績を有する工務店リストに追加しPRする。 性能評価申請のための構造計算マニュアル等のテキストを作成しHP等で情報を提供する。 性能評価実績のある工務店等で情報提供する者を申請支援アドバイザーとして登録し、制度に関する講習会の講師等として活用する。 地域別にリストを作成し、HP等で情報を提供する。 大工・工務店における評価申請書の作成を支援する全国の申請支援機関の情報をとりまとめHP等で情報を提供する。 NPO（特定非営利法人）を活用し、大工・工務店における評価申請書類の作成を支援する。 	平成13年秋～	(社)住宅生産団体連絡協議会、住宅性能評価機関等連絡協議会、各都道府県、「住まいの情報発信局」運営協議会
		<ul style="list-style-type: none"> 制度普及のために都道府県単位に設置された関係業界等で構成される住宅性能表示制度普及推進協議会を通じて制度の内容を理解する講習会、評価申請のための実務を演習するワークショップ形式の勉強会を実施する。 協議会において随時相談を受け付ける体制を整備する。 制度の高い相談内容を（財）日本住宅・木材技術センターのHPで情報提供する。 制度評価実績のある工務店等の意見を掲載し、制度利用のメリットをPRする。 制度に関するQ&A、各種案内、評価申請事例等をHP等で情報を提供する。 都道府県別の対応評価機関の一覧表を作成し、HP、機関誌等を通じて情報提供する。 性能評価申請のための構造計算マニュアル等のテキストを作成しHP等で情報を提供する。 地城別にリストを作成し、HP等で情報を提供する。 	平成13年7月～	(財)日本住宅・木材技術センター、「住まいの情報発信局」運営協議会
		<ul style="list-style-type: none"> 制度普及のために都道府県単位で開催される講習会等の開催 相談窓口の常設 制度内容の紹介 都道府県（業務区域）別に評価機関情報の提供 『再掲』 	平成13年秋～	(財)日本住宅・木材技術センター、「住まいの情報発信局」運営協議会
		<ul style="list-style-type: none"> 制度普及のために都道府県単位で開催される講習会等の開催 相談窓口の常設 制度内容の紹介 都道府県（業務区域）別に評価機関情報の提供 『再掲』 	平成13年秋～	(財)日本住宅・木材技術センター、「住まいの情報発信局」運営協議会
		<ul style="list-style-type: none"> 制度普及のために都道府県単位で開催される講習会等の開催 相談窓口の常設 制度内容の紹介 都道府県（業務区域）別に評価機関情報の提供 『再掲』 	平成13年秋～	(財)日本住宅・木材技術センター、「住まいの情報発信局」運営協議会
		<ul style="list-style-type: none"> 制度普及のために都道府県単位で開催される講習会等の開催 相談窓口の常設 制度内容の紹介 都道府県（業務区域）別に評価機関情報の提供 『再掲』 	平成13年秋～	(財)日本住宅・木材技術センター、「住まいの情報発信局」運営協議会

住宅性能表示制度普及推進アクションプログラム

大項目	中項目	計画内容	計画内容（補足）	実施・検討時期	窓口、実施主体
	申請支援組織の活用とPR 〈再掲〉	・申請支援組織の情報をとりまとめHP等で情報を提供する。	・全国の申請支援組織の情報を取りまとめHP等で情報を探せる。	平成13年秋～	(社)住宅生産団体連合会、住宅性能評価機関等連絡協議会、各都道府県、「住まいの情報発信局」運営協議会
(4) 住宅関係営業担当者への支援	・営業担当者を対象とした本制度に関する実務講習の実施	・営業担当者に致し、制度の趣旨、顧客にどつてのメリット等について説明する講習会を実施する。	・営業担当者に致し、制度の趣旨、顧客にどつてのメリット等について説明する講習会を実施する。	平成13年度～	(社)住宅生産団体連合会、(社)都市開発協会
3. 住宅金融公庫開 係	(1) 性能表示住宅に係る手続き面での合理化	・性能表示制度と同時申請する場合の重複する公庫用設計図書の全削省略	・住宅金融公庫の設計審査と設計住宅性能評価の申請窓口が同一である場合は、面積求積図以外の設計図書は兼用可能とする。	平成13年10月～	国土交通省(住宅局住宅生産課、住宅資金管理官室)、住宅金融公庫
	・性能表示結果等の活用による工事審査の合理化	・性能表示基準と整合化している住宅金融公庫基準項目について、設計住宅性能評価書の内容確認のみの審査で可能とする。	・性能表示基準と整合化している住宅金融公庫基準項目について、設計住宅性能評価書の内容確認のみの審査で可能とする。	平成13年10月～	国土交通省(住宅局住宅生産課、住宅資金管理官室)、住宅金融公庫
	・性能表示住宅に係る手続きの合理化をPR	・住宅金融公庫HP、チラシによりPRするとともに、あわせて国土交通省の性能表示制度HPを紹介する。	・住宅金融公庫HP、チラシによりPRするとともに、あわせて国土交通省の性能表示制度HPを紹介する。	平成13年10月～	国土交通省(住宅局住宅生産課、住宅資金管理官室)、住宅金融公庫
(2) 申込手続き時における性能表示制度利用の意思確認	・借入申込書等に性能表示利用欄を導入	・消費者意識の向上を図るために、借入申込書等に性能表示制度利用の有無確認欄を導入する。	・消費者意識の向上を図るために、借入申込書等に性能表示制度利用の有無確認欄を導入する。	平成14年度～	国土交通省(住宅局住宅生産課、住宅資金管理官室)、住宅金融公庫
(3) 消費者等に対するPR	・融資申込に係る説明書「融資のご案内」に性能評価料を掲載	・諸費用説明欄に性能評価料(想定額)を明記する。	・諸費用説明欄に性能評価料(想定額)を明記する。	平成14年度～	国土交通省(住宅局住宅生産課、住宅資金管理官室)、住宅金融公庫
	・住宅金融公庫基準パンフレットでの性能表示制度のPR	・住宅金融公庫基準パンフレットに性能表示制度のPRページを掲載する。	・住宅金融公庫基準パンフレットに性能表示制度のPRページを掲載する。	平成13年9月	国土交通省(住宅局住宅生産課、住宅資金管理官室)、住宅金融公庫
(4) 事業者に対するPR	・住宅金融公庫基準講習会での性能表示制度のPR	・性能表示基準と整合化された公庫基準内容の解説を通して性能表示制度のPRを実施する。 ・平成13年9月から(3)のパンフレットも活用する。	・性能表示基準と整合化された公庫基準内容の解説を通して性能表示制度のPRを実施する。 ・平成13年9月から(3)のパンフレットも活用する。	平成13年7～9月	国土交通省(住宅局住宅生産課、住宅資金管理官室)、住宅金融公庫
4. 公的住宅事業における活用	(1) 公営住宅等	・都道府県営・政令市営住宅等について設計住宅性能評価を実施する。	・平成13年度中に設計する都道府県営・政令市営住宅等から先行的に、試行的に実施する。	平成13年度～	国土交通省(住宅局住宅生産課、住宅資金管理官室)、地方公共団体
	・全公営住宅等について設計住宅性能評価を実施	・平成14年度以降、新たに設計する全ての公営住宅で実施する。	・各種会議において趣旨の徹底及び要請を行う。	平成14年度～	国土交通省(住宅局住宅生産課、住宅資金管理官室)、地方公共団体
(2) 都市基盤整備公団住宅等	・都市基盤整備公団新規賃貸住宅団地について設計住宅性能評価、建設住宅性能評価を実施	・左記のうち、譲受人が希望する場合に実施する。 ・新規に設計する住宅について実施する。	・左記のうち、譲受人が希望する場合に実施する。 ・新規に設計する住宅について実施する。	平成13年度～	国土交通省(住宅局住宅生産課、都市基盤整備公団公团監理室)、都市基盤整備公団
	・都市基盤整備公団分譲住宅について設計住宅性能評価、建設住宅性能評価を実施	・都市基盤整備公団の民間建物付宅地分譲や民間事業用向け用地譲渡での制度導入	・都市基盤整備公団の民間建物付宅地分譲や民間事業用向け用地譲渡での制度導入	平成13年度～	国土交通省(住宅局住宅生産課、公团監理室)、公团監理室、都市基盤整備公団

住宅性能表示制度普及推進アクションプログラム

大項目	中項目	計画内容	計画内容（補足）	実施・検討時期	窓口、実施主体
(3) 地方住宅供給公社住宅等	都市基盤整備公団宅地購入者等への住宅性能表示制度のPR	・都市基盤整備公団宅地購入者等への住宅性能表示制度のPR	・宅地募集会場や購入時にパンフレットを配布する。	平成13年度～	同上
(4) その他事業	その他公的賃貸住宅（特優賃・高優賃）事業者への性能表示制度のPR	・その他公的賃貸住宅（特優賃・高優賃）事業者への性能表示制度のPR	・性能表示制度の活用を働きかけ制度導入を推進する。 ・性能表示制度の活用を働きかけ制度導入を推進する。	平成13年10月～	国土交通省（住宅局住宅総合整備課）、関係地方公共団体、(社)全国住宅供給公社等連合会、各地方住宅供給公社。
5・その他	(1) 円滑かつ適正な評価の実施	・市街地再開発事業等の施行者への住宅性能表示制度のPR	・宅地購入時にパンフレットを配布する。 ・事前相談、供給計画認定時に制度PR、パンフレット配布等を行う。 ・事業認可時等にパンフレット配布等のPRを行う。	平成13年10月～	国土交通省（住宅局市街地整備課）、各事業主体
	(2) 地震保険の割引制度との連携	・指定住宅性能評価機関に対する技術的支援の推進	・業務の効率化、性能評価・審査業務の省力化を図るため、開発及び導入の推進を図る。 ・異なるシステム間で、可能な限り様式等の統一を推進する。	平成13年秋～	国土交通省（住宅局住宅生産課、住宅性能評価機関等連絡協議会、各指定住宅性能評価機関）
	(3) 空気質測定に係る単独任意評価の実施	・検査等による指定住宅性能評価機関の信頼性向上の推進	・住宅に関するための基盤となる性能評価等の技術について研究開発を行い、評価機関を支援する。 ・国土交通省による検査、住宅性能評価機関等による自主監査を実施し、指定住宅性能評価機関の業務の適格性の確保、信頼性の向上を図る。	平成13年度～	国土交通省（住宅局住宅生産課、住宅性能評価機関等連絡協議会、(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター）
	(4) 住宅性能評価住宅取引における優位性の実施	・新築の割引率の割引に、新築住宅について住宅性能表示の面で優位性を確立する。 ・室内空気中の化学物質の濃度測定サービスを単独提供	・品確法と整合した既存住宅の耐震性能評価手法を整備し、評価主体である指定住宅性能評価機関及び指定確認検査機関に対して講習会を実施する。	講習会：平成13年9月、割引開始：同年10月～	国土交通省（住宅局住宅生産課、建築物防災対策室）、各指定住宅性能評価機関等
	(5) 中古住宅の性能表示制度（検査制度を含む）の確立	・新築時性能評価住宅について中古住宅市場での査定価格等の面で優位性の立証 ・品確法に基づく性能表示制度における濃度測定の方法に準拠して実施する。	・(社)住宅生産団体連合会による既存住宅研究における調査研究を通じて立証する。	平成13年秋～	国土交通省（住宅局住宅生産課、住宅性能評価機関等連絡協議会、各指定住宅性能評価機関等）
			(社)住宅生産団体連合会	平成13年度～	(社)住宅生産団体連合会
				平成14年度～	国土交通省（住宅局住宅生産課、(社)技術政策総合研究所）、独立行政法人建築研究所

7. 民間金融機関による性能表示住宅への住宅ローン優遇策（平成16年12月現在）

融資制度の詳細はそれぞれの金融機関又は評価機関に問い合わせて下さい。
また、融資制度が改正になっている場合もありますので、融資を受ける際はご確認下さい。

(住宅性能評価機関等連絡協議会調べ)

銀行名	住宅ローンの優遇措置			
	評価機関指定の有無	ローン名称	優遇の要件	優遇の内容
三井住友海上火災(株)	ハウスプラス住宅保証(株) TEL 03-5777-1434	ハウスプラス住宅保証(株) 三井住友海上提携ローン	設計評価書を取得した住宅 <u>又は</u> 建設住宅性能評価書(新築、既存)を取得した住宅	固定金利を0.5%優遇
東京三菱銀行	ハウスプラス住宅保証(株) TEL 03-5777-1434	ハウスプラス住宅保証(株) 「住宅性能評価サービス」対応 スーパー住宅ローン 「ライフデザイン」	建設評価書(新築)を取得した住宅	変動金利は0.3%、固定金利は0.2%優遇
	中部住宅保証(株) TEL 052-269-3255	中部住宅保証(株) 「住宅性能評価サービス」 「瑕疵保証サービス」対応 スーパー住宅ローン 「ライフデザイン」	建設評価書(新築)を取得した住宅 <u>又は</u> 住宅瑕疵保証付き住宅	
	(株)西日本住宅評価センター TEL 06-6539-5410		建設評価書(新築)を取得した住宅	
	ハウスプラス中国住宅保証(株) TEL 082-545-5607	ハウスプラス中国住宅保証(株) 「住宅性能評価サービス」対応 スーパー住宅ローン 「ライフデザイン」	建設評価書(新築)を取得した住宅	
	九州住宅保証(株) TEL 092-771-7744	九州住宅保証(株) 「住宅性能評価」 「住宅瑕疵保証」サービス対応 スーパー住宅ローン 「ライフデザイン」	建設評価書(新築)を取得した住宅 <u>又は</u> 住宅瑕疵保証付き住宅	
	(株)都市居住評価センター TEL 03-3504-2384	(株)都市居住評価センター 「住宅性能評価サービス」対応 スーパー住宅ローン 「ライフデザイン」	建設評価書(新築)を取得した住宅	

銀行名	住宅ローンの優遇措置			
	評価機関指定の有無	ローン名称	優遇の要件	優遇の内容
みずほ銀行	ハウスプラス住宅保証(株) TEL 03-5777-1434	提携住宅ローン	建設評価書(新築)を取得した住宅	変動金利は0.3%、固定金利は0.2%優遇
	日本ERI(株) TEL 03-3796-0223	提携住宅ローン 日本ERI(株)「保証口」	建設評価書(新築)を取得した住宅で、 次のいずれかに該当すること ・耐震等級(倒壊防止、損傷防止)及び 劣化対策等級が等級2以上 ・「耐久性能ランク」がA又はB (A、Bは日本ERI独自指標) ・日本住宅ワランティ(株)の10年瑕疵保証 の対象となっているもの	
	(財)東京都防災・ 建築まちづくりセンター TEL 03-5466-2474	みずほ住宅ローン	建設評価書(新築)を取得した住宅	
	(株)東日本住宅評価センター TEL 045-503-3801	(株)東日本住宅評価センター ご利用の皆様向け 提携住宅ローン	建設評価書(新築)を取得した住宅で、 耐震等級(倒壊等防止、損傷防止)及び 劣化等級対策が等級2以上	
	九州住宅保証(株) TEL 092-771-7744	提携住宅ローン 九州住宅保証(保証口)	設計評価書を取得した住宅 又は 住宅瑕疵保証付き住宅	
	(株)東京建築検査機構 TEL 03-5825-7550	提携住宅ローン	建設評価書(新築)を取得した住宅	
りそな銀行	(株)都市住宅技術評価機構 TEL 03-3456-5463	住宅ローン優遇制度	住宅性能評価書を取得したマンションで以下の要件 を満たすもの。 本人居住用として新築購入される方 銀行所定の条件を全て満足している方	・固定金利型 ・固定金利選択 (固定金利特約期間<2,3,5,7,10年>、或いは変 動金利)ともに 店頭標準金利マイナス0.3%(融資期間内全て)
	日本ERI(株) TEL 03-3796-0223	日本ERI(株) 提携住宅ローン制度	建設評価書(新築)を取得した住宅	金利を0.3%優遇
	(株)住宅性能評価センター TEL 03-5367-8730	(株)住宅性能評価センター 提携住宅ローン制度		
	(株)東日本住宅評価センター TEL 045-503-3801	(株)東日本住宅評価センター 提携住宅ローン制度		
	(株)西日本住宅評価センター TEL 06-6539-5410	(株)西日本住宅評価センター 提携住宅ローン制度		
	関西住宅品質保証(株) TEL 06-6459-1611	提携住宅ローン	評価書(設計、建設)を取得した住宅 又は 住宅瑕疵保証付き住宅	変動金利は0.3%、固定金利は0.2%優遇

銀行名	住宅ローンの優遇措置				
	評価機関指定の有無	ローン名称	優遇の要件	優遇の内容	
埼玉りそな銀行	(財)さいたま住宅検査センター TEL 048-823-1251	住まいの安心サポートローン	建設評価書(新築)を取得した住宅 又は 性能保証住宅保証書取得住宅	分譲住宅 変動・固定とも0.7%優遇 自宅新築 変動・固定とも0.8%優遇	
三井住友銀行	ハウスプラス住宅保証(株) TEL 03-5777-1434		建設評価書(新築)を取得した住宅	変動金利は0.3%、固定金利は0.2%優遇	
	(株)住宅性能評価センター TEL 03-5367-8730				
	(株)東日本住宅評価センター TEL 045-503-3801		建設評価書(新築)を取得した住宅 又は 住宅瑕疵保証付き住宅		
	(株)西日本住宅評価センターTEL 06-6539-5410				
	ハウスプラス中国住宅保証(株) TEL 082-545-5607				
	九州住宅保証(株) TEL 092-771-7744				
	関西住宅品質保証(株) TEL 06-6459-1611				
UFJ銀行	指定なし		建設評価書(新築)を取得した戸建住宅で、 評価等級によるポイントの合計が一定以上 (ポイントは銀行設定)	<ul style="list-style-type: none"> ・ポイントが15以上～20未満の場合 変動金利は0.2%、固定金利は0.1%優遇 ・ポイントが20以上～30未満の場合 変動金利は0.3%、固定金利は0.2%優遇 ・ポイントが30以上～(最高40)の場合 変動金利は0.4%、固定金利は0.3%優遇 	
	中部住宅保証(株) TEL 052-269-3255		建設評価書(新築)を取得した住宅 又は 住宅瑕疵保証付き住宅 (給与振込を指定、1種類以上の口座振替契約の 締結により、優遇幅が変動する。)	<ul style="list-style-type: none"> 給与振込及び口座振替を行っていない場合 建設評価書又は瑕疵保証を取得 変動0.1% 固定0.1% 優遇 給与振込及び口座振替を行っている場合 建設評価書又は瑕疵保証を取得 変動0.3% 固定0.2% 優遇 建設評価書かつ瑕疵保証を取得 変動0.4% 固定0.3% 優遇 	

銀行名	住宅ローンの優遇措置			
	評価機関指定の有無	ローン名称	優遇の要件	優遇の内容
静岡銀行	指定なし		建設評価書(新築・既存)を取得した住宅	変動金利型、固定・変動ミックス型、固定金利型の住宅ローン金利を一律0.2%優遇 ただし、固定・変動ミックス型の金利優遇期間は、当初固定金利期間となります。
北陸銀行	指定なし	住宅ローン(一般) (夢ホーム) (夢ホームA)	建設評価書(新築・既存)を取得した住宅 又は 住宅瑕疵保証付き住宅	変動・固定とも金利を0.1%優遇
滋賀銀行	指定なし	エコ住宅ローン	設計評価書を取得した住宅	固定金利0.2%優遇 (当初3年間、4年目以降0.1%優遇) 変動金利0.2%優遇 (当初5年間、6年目以降0.1%優遇)
長野信用金庫	指定なし	住宅ローン	設計評価書を取得した住宅 又は 建設住宅性能評価書(新築、既存)を取得した住宅	固定、変動、選択型(3,5,10年) 初回選択期間のみ0.1%優遇
長野県信用組合	指定なし	住宅ローン	建設評価書(新築)を取得した住宅 又は 住宅瑕疵保証付き住宅	固定金利0.2%優遇
大垣共立銀行	中部住宅保証(株) TEL 052-269-3255	中部住宅保証(株) 提携住宅ローン制度	建設評価書(新築)を取得した住宅 又は 住宅瑕疵保証付き住宅 (給与振込を指定、2種類以上の口座振替契約の締結により、優遇幅が変動する。)	建設評価書又は瑕疵保証を取得した住宅の内 給与振込を指定 変動0.2% 固定0.2% 優遇 口座振替契約の締結 変動0.15% 固定0.15% 優遇 給与振込指定及び口座振替契約の締結 変動0.4% 固定0.3% 優遇 上記いずれの指定及び契約の締結なし 変動0.1% 固定0.1% 優遇
第三銀行	中部住宅保証(株) TEL 052-269-3255	「さんぎん」住宅ローン	建設評価書(新築)を取得した住宅 又は 住宅瑕疵保証付き住宅 (給与振込を指定すれば優遇幅がアップ。)	建設評価書又は瑕疵保証を取得 固定0.2% 優遇 さらに給与振込を指定 固定0.4% 優遇
広島銀行	ハウスプラス中国住宅保証(株) TEL 082-545-5607	ひろぎん住宅ローン金利優遇	建設評価書(新築)を取得した住宅 又は 住宅瑕疵保証付き住宅	金利を0.2%優遇

銀行名	住宅ローンの優遇措置			
	評価機関指定の有無	ローン名称	優遇の要件	優遇の内容
北伊勢上野 信用金庫 (三重県)	指定なし (お問合せ先) (株)トータル住宅評価センター TEL 0593-81-2057	住宅取得資金ローン	建設評価書(新築・既存)を取得した住宅	固定金利選択型 固定金利選択期間2,3,5年 0.1%金利優遇
西日本シティ銀行	日本ERI(株) TEL 03-3796-0223		<p>日本ERI(株)が住宅性能評価を実施した戸建住宅またはマンションを購入する個人で、以下の条件を全て充足したもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借入申込時の年齢が満25歳以上65歳以下。 ただし、最終完済時の年齢が満75歳以下。 ・前年度税込み年収350万円以上で勤続年数3年以上。 ・西日本銀行の指定する団体信用生命保険に加入。 ・西日本銀行の指定する保証会社の保証。 	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利特約型 年利率～一般向け店頭公開利率 0.2% ・全期間固定型 年利率～一般向け店頭公開利率 0.2% ・変動金利型 年利率～一般向け店頭公開利率 0.3%
	九州住宅保証(株) TEL 092-771-7744	九州住宅保証 「住宅瑕疵保証」・ 「住宅性能評価」付き にしづく住宅ローン	建設評価書(新築)を取得した住宅 又は 住宅瑕疵保証付き住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・建設評価書 又は 九州住宅保証瑕疵保証を利用の場合 変動金利は0.3%、固定金利は0.2%優遇 ・建設評価書 かつ 九州住宅保証瑕疵保証を利用の場合 変動金利は0.4%、固定金利は0.3%優遇
福岡銀行	九州住宅保証(株) TEL 092-771-7744	九州住宅保証専用住宅ローン	建設評価書(新築)を取得した住宅 又は 住宅瑕疵保証付き住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・建設評価書 又は 九州住宅保証瑕疵保証を利用の場合 変動金利は0.3%、固定金利は0.2%優遇
筑邦銀行		九州住宅保証専用 ちくぎん住宅ローン		<ul style="list-style-type: none"> ・建設評価書 かつ 九州住宅保証瑕疵保証を利用の場合 変動金利は0.4%、固定金利は0.3%優遇
宮崎銀行		九州住宅保証 「住宅性能評価制度」専用 みやぎん住宅ローン	建設評価書(新築)を取得した住宅	固定金利0.2%優遇
大分銀行	(財)大分県建築住宅センター	大分銀行 住宅性能プレミアムローン	建設評価書(新築)を取得した住宅 又は (財)住宅保証機構の保証付き住宅 又は (財)住宅保証機構の既存住宅性能保証 付き住宅	固定金利の0.2%優遇

8. 評価住宅における地震保険の割引制度（平成13年10月以降適用）

住宅の耐震性能に応じた地震保険の割引制度について

平成13年10月1日以降危険開始の契約より、「住宅の耐震性能」に応じた地震保険料の割引制度が導入された。概要は以下のとおりである。

●地震保険の割引制度とは

住宅が次の(1)または(2)のいずれかに該当する場合、所定の確認資料を提出すると、地震保険料に割引(10%～30%)が適用される。この割引は確認資料を提出した日以降の保険期間について適用される。
なお、(1)耐震等級割引と(2)建築年割引は重複適用することはできない。

(1) 耐震等級割引

本割引は、次の①または②のいずれかの条件に該当する住宅で、かつ所定の確認資料が提出できる場合に適用できる。

＜割引率＞

性能等級	耐震性能	割引率
耐震等級3	建築基準法に定める地震力の1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度	30%
耐震等級2	建築基準法に定める地震力の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度	20%
耐震等級1	建築基準法に定める地震力に対して倒壊、崩壊等しない程度	10%

①住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく「耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)」を有している場合

[確認資料]

建設住宅評価書(写)

※但し、地震保険契約時に建設住宅評価書が未交付の場合は、設計住宅性能評価書(写)でも良い。

②国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に基づく耐震等級を有している場合

[確認資料]

耐震性能評価書(写)。

(2) 建築年割引

本割引は、昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合に適用できる。

＜割引率＞

10%

[確認資料]

建物登記簿謄本(写)、建物登記済権利証(写)、建築確認書(写)など、昭和56年6月1日以降に新築された建物であることを証明できるもの